

平成 26 年度
政策別コスト情報・
省庁別財務書類の概要

内閣府

内閣府の任務と組織等の概要

内閣府の任務（内閣府設置法第3条）

内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、行政手続における特定の個人を識別するための番号等の適正な取扱いの確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関係する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

3 内閣府は、第一項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

組 織 等

年度末定員 …… 14,407名

（本省）

大臣官房

公文書管理課（所管法人）（独）国立公文書館

政府広報室（特別会計）東日本大震災復興特別会計

遺棄化学兵器処理担当室

政策統括官（経済財政運営担当）

政策統括官（経済社会システム担当）（特別会計）東日本大震災復興特別会計

政策統括官（経済財政分析担当）

地方創生推進室（特別会計）東日本大震災復興特別会計

政策統括官（科学技術・イノベーション担当）

宇宙戦略室

政策統括官（防災担当）（特別会計）東日本大震災復興特別会計

政策統括官（原子力防災担当）（特別会計）エネルギー対策特別会計
（電源開発促進勘定）
（特別会計）東日本大震災復興特別会計

政策統括官（沖縄政策担当）

沖縄振興局（所管法人）（学）沖縄科学技術大学院大学学園
（特）沖縄振興開発金融公庫

政策統括官（共生社会政策担当）

賞勲局

男女共同参画局（特別会計）東日本大震災復興特別会計

食品安全委員会事務局

公益認定等委員会事務局

経済社会総合研究所

迎賓館

(外局等)

北方対策本部 (所管法人) (独) 北方領土問題対策協会

国際平和協力本部事務局

日本学術会議事務局

官民人材交流センター

沖縄総合事務局

宮内庁

公正取引委員会

警察庁 (特別会計) 交付税及び譲与税配付金特別会計

(特別会計) 東日本大震災復興特別会計

特定個人情報保護委員会

金融庁 (所管法人) (認) 預金保険機構

(特別会計) 東日本大震災復興特別会計

消費者庁 (所管法人) (独) 国民生活センター

(特別会計) 東日本大震災復興特別会計

※法人は、内閣府の省庁別連結財務書類における連結対象法人である。

～政策と組織の関係～

政策	適正な公文書管理の実施	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	経済財政政策の推進	地域活性化の推進	科学技術政策の推進	宇宙開発利用に関する施策の推進	防災政策の推進	原子力災害対策の充実・強化	沖縄政策の推進	共生社会実現のための施策の推進	栄典事務の適切な遂行	男女共同参画社会の形成の促進	食品の安全性の確保	公益法人制度改革等の推進	経済社会総合研究の推進	迎賓施設の適切な運営
大臣官房																	
公文書管理課	●																
(独)国立公文書館	●																
政府広報室		●															
遺棄化学兵器処理担当室			●														
政策統括官 (経済財政運営担当)				●													
政策統括官 (経済社会システム担当)				●													
政策統括官 (経済財政分析担当)				●													
地方創生推進室					●												
政策統括官 (科学技術・イノベーション担当)						●											
宇宙戦略室							●										
政策統括官 (防災担当)								●									
政策統括官 (原子力防災担当)									●								
政策統括官 (沖縄政策担当)										●							
沖縄振興局										●							
(学)沖縄科学技術大学院大学学園										●							
(特)沖縄振興開発金融公庫										●							
政策統括官 (共生社会政策担当)											●						
賞勲局												●					
男女共同参画局													●				
食品安全委員会事務局														●			
公益認定等委員会事務局															●		
経済社会総合研究所																●	
迎賓館																	●
エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定									●								
東日本大震災復興特別会計		●		●	●			●	●				●				

政策	北方領土問題の解決の促進	国際平和協力業務等の推進	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	官民人材交流センターの適切な運営	公正かつ自由な競争の促進	市民生活の安全と平穩の確保	犯罪捜査の的確な推進	組織犯罪対策の強化	安全かつ快適な交通の確保	国の公安の維持	犯罪被害者等の支援の充実	安心できるIT社会の実現	特定個人情報情報の適正な取扱いの確保	経済成長の礎となる金融システムの安定	利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	公正・透明で活力のある市場の構築	横断的施策	消費者政策の推進
北方対策本部	●																	
(独)北方領土問題対策協会	●																	
国際平和協力本部事務局		●																
日本学術会議事務局			●															
官民人材交流センター				●														
公正取引委員会					●													
警察庁						●	●	●	●	●	●	●						
交付税及び譲与税配付金特別会計									●									
東日本大震災復興特別会計						●	●	●	●	●	●	●						
特定個人情報保護委員会													●					
金融庁														●	●	●	●	
東日本大震災復興特別会計															●			
消費者庁																		●
(独)国民生活センター																		●
東日本大震災復興特別会計																		●

～各政策における事業概要～

1 適正な公文書管理の実施

(政策の概要)

平成 23 年 4 月 1 日施行の公文書等の管理に関する法律に基づく適正な文書管理が行政機関においてなされるとともに、歴史資料として重要な公文書その他の文書（歴史公文書等）の確実な移管がなされるよう、公文書管理制度の適正かつ円滑な運用を図る。

(成果事例)

公文書等の管理に関する法律に基づき、行政機関において管理する行政文書ファイル等の移管又は廃棄の措置（レコードスケジュール）の設定をできる限り早い時期に行うことにより、行政文書等の誤廃棄の防止等行政機関における適正な文書管理を行うことにつながり、また、歴史公文書等（歴史資料として重要な公文書その他の文書）の確実な移管に資することとなる。なお、平成 26 年度の調査におけるレコードスケジュールの設定割合は 91.9%（25 年度は 90.7%）であった。

2 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進

(政策の現状)

政府の重要施策や各府省の希望等を踏まえて広報テーマを選択し、テーマに応じた適切な広報媒体、実施時期等を考慮しつつ、内外への政府広報を行うとともに、政府施策に対する国民の意見、要望を把握するための広聴を実施している。

(1) 重要施策に関する広報

国内広報では、テレビスポット、ラジオ番組及び新聞・雑誌広告などの各種媒体を活用するとともに、インターネット（政府広報オンライン・政府インターネットテレビ）を活用して、国民生活にかかわりの深いテーマを幅広く紹介している。また、政府の重要な広報テーマについては、上述の各種媒体を組み合わせ、一体的に広報を実施している。

国際広報では、日本経済の再生に向けた我が国企業のグローバルな活動の展開状況や、最近の我が国の領土・領海を取り巻く様々な情勢などを踏まえ、国際社会において事実関係に関する正しい認識と我が国の基本的立場や政策に関する理解の浸透を図るための広報を積極的かつ効果的に行っている。

(成果事例)

国内広報では、テレビスポット及び新聞広告等の媒体について、広報の「理解度」を広告のわかりやすさとして広報結果の測定基準とし、調査にて目標の達成度合いを測定。

平成 26 年度の理解度の平均値は、テレビスポット：81%、新聞広告：75%。

また、インターネット媒体については、政府広報オンラインの「総ページビュー数」を広報結果の測定基準として測定。

平成 26 年度の総ページビュー数は、約 2,900 万 PV。

国際広報では、米国知識層の我が国に対する好感度を測定。平成 26 年度の好感度は 52%。

(2) 世論の調査

広聴は、国民の意識や政府施策に関する意見、要望を的確に把握し、政府施策に反映させるためのもので、基本的な国民意識の動向や政府の重要施策に関する国民の意識を把握するための世論調査を実施するとともに、公募により選定した国政モニターから政府施策に関する意見、要望を聴取する国政モニター制度を運営している。

世論調査では、行政の透明性や国民に対する説明責任が強く求められる中、政府が国民や社会のニーズを反映した政策を企画立案するに当たり、国民世論の動向を把握することは不可欠であり、公正中立な調査票を用いた適切な調査実施に努める。

国政モニター制度では、インターネットを利用したシステム構築を行い、平成 24 年度から運用を開始している。

(成果事例)

平成 26 年度世論調査結果の各府省の審議会、白書などでの利活用の実績件数は 39 件であり、同年度の調査件数である 18 件を上回っている。

3 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進

(政策の概要)

我が国は、化学兵器禁止条約（1997 年（平成 9 年）4 月発効）に基づき、また、日中両国政府間で交わされた中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄に関する覚書（1999 年（平成 11 年）7 月）を踏まえて、2000 年（平成 12 年）9 月以降、中国各地において、旧日本軍の遺棄化学兵器の発掘・回収作業を実施している。なお、本事業が対象とする遺棄化学兵器は、遺棄されてから 70 年経過したと考えられる古い化学砲弾等で、その多くが腐食しているほか、変形や内容物の一部が漏えいしているものもある。また、信管等の腐食により爆発するリスクもある。他国においても、長期間他国の土中等に放置された化学兵器を大量に処理した実績はなく、世界的にも前例のない廃棄事業である。2000 年（平成 12 年）9 月、黒龍江省北安市において、初の発掘・回収事業を実施して以降、これまでに中国各地から約 5.2 万発（2014 年（平成 26 年度）末時点における OPCW 申告ベース）の遺棄化学兵器を発掘・回収した。一方、埋設数量が 30~40 万発と推定される吉林省敦化市ハルバ嶺の他、各地に遺棄された化学兵器が残っているとみられる。

江蘇省南京市における遺棄化学兵器の廃棄処理については、2010 年（平成 22 年）10 月に開始し、これまでに 35,681 発を処理し、2013 年（平成 25 年）8 月に終了した。2014 年（平成 26 年度）は湖北省武漢市に処理設備を移動し、2014 年（平成 26 年）12 月より廃棄処理作業を開始し、2014 年度（平成 26 年度）末までに 121 発を処理したところであり、2015 年度（平成 27 年度）についても廃棄処理作業を継続する予定である。

また、河北省石家荘市においては、2012 年（平成 24 年）12 月に廃棄処理作業を開始し、2014 年度（平成 26 年度）末までに 1,692 発を処理したところであり、2015 年度（平成 27 年

度)についても廃棄処理作業を継続する予定である。

このほか、廃棄作業の更なる加速化を図るべく、移動式処理設備を展開するために所要の準備を進めている。

更に、吉林省敦化市ハルバ嶺においては、2014年(平成26年)12月に試験廃棄処理を開始し、2014年度(平成26年度)末までに56発を処理したところであり、2015年(平成27年度)についても、廃棄処理作業を継続する予定である。

(成果事例)

当事業は化学兵器禁止条約上の義務であり、環境を保護し、人の安全を確保することを最優先としつつ、中国側の協力を得ながら進めることとなっている。2014年(平成26年度)においては、引き続き中国側の適切な協力を得つつ、各地の発掘・回収を続ける一方、ハルバ嶺での試験廃棄処理を開始する等、廃棄処理についても着実に進めた。

4 経済財政政策の推進

(政策の概要)

内閣府は、国家運営の基本に関わる重要課題である経済財政政策を担当し、経済財政諮問会議を司令塔として、短期及び中長期の経済の運営に関する事項や経済に関する重要な政策の策定にかかる企画立案・総合調整及び内外の経済動向の分析などを行っている。

経済財政諮問会議は、経済財政政策に関し、内閣総理大臣のリーダーシップを十全に発揮させるとともに、関係国務大臣や有識者等の意見を十分に政策形成に反映させることを目的とした合議制の機関であり、経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針の他、経済財政政策に関する重要な事項についての調査審議等を行っている。

同会議は、月平均2回開催しており、平成26年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2014(骨太方針2014)」(同日閣議決定)、同年12月に「平成27年度予算編成の基本方針」(同日閣議決定)を答申した。

経済財政運営担当においては、経済財政諮問会議の運営の他、経済情勢に応じて、適切かつ機動的な経済財政運営を行う観点から、「経済対策」や「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(政府経済見通し)などの企画立案及び総合調整を行うほか、時々の政策課題に応じた経済政策を推進している。

※「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」平成26年12月閣議決定

「平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」平成27年2月閣議決定

そのほか、政府調達苦情処理についての周知・広報や、対日直接投資の推進、道州制特区の推進などを行っており、その結果としては以下のような状況である。

・対日直接投資の推進

対日直接投資の推進を図るため、平成26年4月に「対日直接投資推進会議」を開催し、取組方針をまとめた。また、平成27年3月17日の推進会議において総理出席の下、外国企業から日本でのビジネス・生活環境における利便性向上がもたらわれてきた事項の改善を図る

「外国企業を日本に誘致するための5つの約束」を決定した。

・道州制特区の推進

将来の道州制導入の検討に資するため、特定広域団体（現在は北海道のみ）からの提案を踏まえ、国からの事務・事業の移譲等を進めていき、移譲した事務・事業等について、北海道及び所管省庁に対して調査を行い、適切に実施されているかを確認した。

・政府調達に係る苦情処理についての周知・広報

政府調達における苦情受付・処理を通じた政府調達の透明性・公正性・競争性の一層の向上を図るため、苦情申し立てについて、処理手続きに従い適切に申し立てを受理・検討し、苦情の内容、処理にあたっての考え方を明確に公表した。

経済社会システム担当においては、経済と財政双方の一体的な再生を実現するための中長期の経済財政政策について、企画及び立案並びに総合調整を実施する。その際、時々の経済動向や将来展望の変化を定期的に点検し、その結果と整合性のとれた政策運営に努めている。

そのほか、市民活動の促進、民間資金等活用事業の推進、競争の導入による公共サービスの改革の推進などを行っているが、概要は以下のとおり。

・市民活動の促進

特定非営利活動促進法の適切な施行や共助社会づくり懇談会の開催等により、必要な基盤整備、情報発信等を行った。

・民間資金等活用事業の推進

「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）及び同アクションプランに係る集中強化期間の取組方針（平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定）の推進等、PFIの一層の推進を図るという施策の目標達成に進展が見られた。

・競争の導入による公共サービスの改革の推進

公共サービス改革基本方針改定に関する事務に加え、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の着実かつ適正な運用を図るため、官民競争入札等の対象事業を実施する各省庁等や地方公共団体に対する支援を含め、実務上生じる様々な課題についての調査・検討を行い、指針等を作成するなど、競争の導入による公共サービスの改革の推進を行った。

経済財政分析担当においては、適切な政策運営に不可欠である経済の動きの正確な把握と的確な分析を行うため、月々の景気判断、経済財政政策に係る調査・分析、内外の経済動向の分析などを担当している。

取組事項としては、国内経済動向、地域経済動向、海外経済動向及び国際金融情勢について幅広い情報の収集と調査・分析を行い、我が国の経済財政政策運営に資する基礎資料として、その結果を主に以下の成果物にまとめ、公表している。

・「月例経済報告」…毎月一回、内外の経済動向に関する客観的な分析・検討を行い、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」等により、政府内での景気認識の共有を図っている。

・「年次経済財政報告」（通称「経済財政白書」）…日本経済が抱える課題の解決等に貢献するため、年一回、我が国経済財政の現状を総合的かつ詳細に分析した結果を取りまとめ、公表し

ている。

・「日本経済」…年一回、「年次経済財政報告」公表後の我が国経済の分析した結果を取りまとめ、公表している。

・「景気ウォッチャー調査」…毎月一回、全国 11 地域の景気ウォッチャー 2,050 人からの景気判断に関する回答を取りまとめ、公表している。

・「地域経済動向」…四半期ごとに、全国 11 地域の経済動向について取りまとめ、公表している。

・「地域の経済」…年一回、地域経済を総合的に分析し、特定のテーマについてより深い調査・分析を行い、公表している。

・「世界経済の潮流」…年二回、海外経済動向・国際金融情勢を幅広く、総合的かつ詳細に分析した結果を取りまとめ、公表している。

なお、成果物については、ホームページ上に掲載し、広く国民への情報発信を行うなど、各方面からのニーズに対応した質の高い調査分析結果の提供を行っている。

5 地域活性化の推進

(政策の現状と課題)

活気に満ちた地域社会をつくるため、地方の創意工夫をいかした自主的な取組を政府一体となって支援する。

(各政策における事業概要)

(1) 国家戦略特区の推進

国家戦略特区は、内閣総理大臣主導で、国の成長戦略や地方創生を実現するため、大胆な規制改革等を実行するための突破口であり、国・自治体・民間の各主体が三位一体となって、スピード感をもって実現していくものである。

平成 26 年 5 月に指定した国家戦略特区の 6 区域において、国家戦略特別区域会議 14 回、国家戦略特別区域諮問会議 9 回を開催し、合計 50 の事業を認定している。

平成 27 年 3 月には国家戦略特区の 2 次指定にあたる地方創生特区 3 区域の指定を決定した。

(2) 中心市街地活性化基本計画の認定

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的に、市町村が作成した中心市街地活性化基本計画の申請を受け付け、中心市街地の活性化に関する法律や基本方針に定める認定基準に照らして認定作業を行うとともに、認定基本計画に掲げる取組の進捗状況や目標の達成状況等のフォローアップ結果等を受けた認定基本計画の変更作業を行う。

平成 26 年度における中心市街地活性化基本計画の認定件数は 22 計画である。

(3) 構造改革特区計画の認定

構造改革特別区域法に基づき地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画の認定を行う。地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定の事業を実施することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法に基づき

地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画の認定を行う。

平成 26 年度における構造改革特区計画の認定件数は 23 件である。

(4) 地域再生計画の認定

地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定を行う。

自主的かつ自立的な取組による地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定を行う。

平成 26 年度における地域再生計画の認定件数は 204 件である。

(5) 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定

地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生などに必要な施設の整備を支援する。

地域再生法の規定により、地方公共団体が作成する地域再生計画に基づき、道、污水处理施設、港の 3 つの分野において、省庁の所管を超えて一体的に整備することで経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を総合的かつ効果的に行うことができる。

これまでの取組によって、地方公共団体より、交付金のメリットを活用できた事例として、「事業や年度を超えた弾力的な執行」、「事務の効率化」、「事業実施の効率化」、「予算配分の調整」など、全体の約 88% が効果的に活用できたと回答し、それぞれ成果を上げている。

(成果事例)

・いずれの目標も達成した事業（奈良県十津川村の例・交付金総額：885,029 千円）

① 村内集落間のアクセス改善（緊急車両到着時間 5 分短縮）

（計画策定時：緊急車両到着時間 35 分、実績：30 分）目標達成率 100%

② 間伐・下刈り面積 12% 増

（計画策定時：間伐・下刈り面積 1200ha、目標 1344ha に対し 2749ha）目標達成率 205%

③ 観光客の誘致

（計画策定時：641,657 人、目標 673,740 人に対し 754,459 人）目標達成率 112%

(6) 地域再生支援利子補給金の支給

地域再生の総合的かつ効果的な推進のため、投資を誘発し、地域経済を活性化させ、雇用の創出を図るために金融面で支援を実施。

認定された地域再生計画を基に、事業者が金融機関から事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、当該金融機関を指定し、予算の範囲内で利子補給金を支給する。

支給対象となる融資は平成 26 年度には 108 億円実行され、これにより 1,327 人の雇用効果が見込まれている。

(7) 特定地域再生計画の推進

少子高齢化対応・低未利用資源の有効活用等、我が国の経済社会にとって共通の特定政策課題の解決に資する地域再生計画の策定（特定地域再生計画策定事業）、当該計画に記載された事業の実施（特定地域再生計画推進事業）に対し補助を行う。

平成 26 年度における補助金事業の選定件数は、特定地域再生計画策定事業が 10 件、特定地域再生計画推進事業が 7 件である。

(8) 総合特区の推進

国際戦略総合特区においては、我が国の経済成長のエンジンとなる産業機能の集積拠点の形成、地域活性化総合特区においては、地域資源を最大限活用した地域活性化の取組による地域力の向上に資するため、各特区の特性に応じた規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置を総合的に実施するとともに、「国と地方の協議会」を通じ、地域ニーズに応じた措置を累次追加していく。

平成 26 年度時点における総合特区の指定件数は国際戦略総合特区 7 地域、地域活性化総合特区 41 地域の合計 48 地域である。

財政上の支援措置である総合特区推進調整費は、平成 26 年度には約 54 億円が配分された。

また、金融上の支援措置である総合特区支援利子補給金の支給対象となる融資は平成 26 年度には国際戦略総合特区 192 億円、地域活性化総合特区 109 億円がそれぞれ実行された。

(9) 環境未来都市の推進

「環境未来都市」構想は、限られた数の特定の都市・地域を環境未来都市として選定し、そこで環境や超高齢化等の点で優れた成功事例を創出するとともに、それらの国内外への普及展開を図るものである。本事業は、「環境未来都市」構想を実現するため、環境未来都市の取組を推進することを目的とする。各環境未来都市が策定した計画に基づき取組を推進するとともに、各環境未来都市が創出する成功事例の国内外への普及展開の加速化を図るために「環境未来都市」構想全体の普及啓発や、各環境未来都市が行う自らの取組内容等に係る国内外への普及啓発への支援を行う。

平成 26 年度における環境未来都市の選定件数は 11 都市である。

(10) 都市再生安全確保計画の策定の促進

都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保を図る観点から、ハード・ソフト両面の対策が盛り込まれる都市再生安全確保計画の作成・実施による効率的・効果的な防災対策を推進するため、計画の作成に必要な基礎データの収集・分析等の実施事業に対し補助を行う。

平成 26 年度における都市再生安全確保計画の策定状況は、補助金事業の交付件数が 3 地域、計画の策定を終えた件数が 11 地域である。

(11) 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の配分計画の策定等

地域消費喚起・生活支援型は、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）に対応し、地方公共団体が実施する地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策を推進するための事業を実施するために作成した実施計画に基づく事業に要する費用に対して交付を行う。

地方創生先行型は、「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）に基づき、地方公共団体による地方版総合戦略の早期かつ有効な策定とこれに関する優良施策等の事業を実施するために作成した実施計画に基づく事業に要する費用に対して交付を行う。

平成 26 年度における地域住民生活等緊急支援交付金の配分計画の策定状況は、地域消費喚起・生活支援型の交付団体数は 1,782 団体、地方創生先行型の交付団体数は、1,775 団体であ

る。

(12) 地域活性化・効果実感臨時交付金の配分計画の策定

「好循環実現のための経済政策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）による公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村が事業を円滑に実施することができるよう、市町村が作成したがんばる地域交付金（地域活性化・効果実感臨時交付金）実施計画に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付する。

がんばる地域交付金の活用に関するアンケート調査において「地域の活性化に有効だった」と回答した地方公共団体の割合は、94.3%であり、おおむね目標は達成できた。

6 科学技術政策の推進

（政策の概要）

総合科学技術・イノベーション会議を司令塔とした科学技術イノベーション政策及び原子力政策の推進に取り組んでいる

(1) 総合科学技術・イノベーション会議の役割

天然資源に乏しく、今後も人口減少が見込まれる我が国において、活力ある社会を創っていくためには科学技術イノベーションの推進が不可欠である。平成 13 年 1 月の中央省庁再編に伴い、重要政策に関する会議の 1 つとして内閣府に「総合科学技術会議」が設置された。

同会議は、平成 26 年 5 月に「総合科学技術・イノベーション会議」と改組され、イノベーション創出にかかる機能等が強化された。内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）のリーダーシップの下、科学技術イノベーション政策の推進のための司令塔として、我が国全体の科学技術を俯瞰し、総合的かつ基本的な政策の企画立案及び総合調整を行っている。具体的には、科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略の策定に向けた検討や着実な実行の促進、科学技術関係予算の重点化・効率化のための取組等を行っている

(2) 科学技術イノベーションの戦略的推進

① 科学技術関係予算等の資源配分

政府全体の科学技術関係予算の戦略を主導する有効なメカニズムとして、科学技術政策担当大臣を議長とし、関係府省等の幹部職員で構成される「科学技術イノベーション予算戦略会議」を開催。この予算戦略会議により、総合科学技術・イノベーション会議が、府省の枠を超えて重要な分野・施策に予算を重点配分等するための資源配分の方針等を策定し、関係府省の予算編成を主導。

② 科学技術重要施策アクションプランの推進

「科学技術重要施策アクションプラン」は、平成 23 年度予算編成で試行的に実施。平成 24 年度予算編成から本格導入。概算要求前に関係府省の連携、協力の下、重要課題に関する施策を総合的に推進するためのアクションプランを提示し、科学技術関係予算の重点化に向けて各省の施策を誘導する。

(3) 戦略的イノベーション創造プログラム

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP：Cross-ministerial Strategic Innovation

Promotion Program) は、平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」及び「科学技術イノベーション総合戦略」に基づき創設された。SIP は、府省・分野の枠を超えた横断型のプログラムであり、総合科学技術・イノベーション会議が司令塔機能を発揮し、基礎研究から出口（実用化・事業化）までを見据え、規制・制度改革や特区制度の活用等も視野に入れて推進する。研究推進力の向上、核となるイノベーションモデルを適用し、社会的課題を解決、新たな市場・雇用の創出、産業競争力の強化等により日本経済の再生に貢献する。

(4) 革新的研究開発推進プログラム

革新的研究開発推進プログラム (ImPACT: Impulsing PARadigm Change through disruptive Technologies) は、目標達成の困難さゆえに確実な成功は見込みにくくとも、失敗を恐れずに挑戦することによって、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす革新的な科学技術イノベーションを創出することを目的として創設されたプログラムである。平成 25 年度補正予算に計上された 550 億円により国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) に ImPACT 運営のための基金が設置され、ハイリスク・ハイインパクトな研究開発が進められている。

(5) 原子力政策

原子力委員会は、原子力基本法に基づき、原子力の研究、開発及び利用に関する事項（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）について企画し、審議し、及び決定することとされている。

また、原子力委員会は、必要なときに、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に勧告することができる。

7 宇宙開発利用に関する施策の推進

(政策の概要)

平成 24 年 7 月に内閣府に宇宙戦略室を設置。我が国の宇宙開発利用に関する政策の企画及び立案並びに総合調整等の宇宙政策の司令塔機能を行うとともに、準天頂衛星システム等の開発・整備・運用等の施策を実施している。

(1) 宇宙基本法の成立

宇宙基本法は、平成 20 年 5 月に成立。課題解決の手段として宇宙を利用し、宇宙開発利用を国家戦略として推進することを目指している。また、宇宙基本法では総理を本部長とする宇宙開発戦略本部が我が国宇宙政策の憲法ともいえる宇宙基本計画の策定等を担うこととなった。

(2) 宇宙政策委員会の役割

平成 24 年 7 月に内閣府に宇宙政策委員会が設置され、宇宙開発利用に関する政策、関係行政機関の宇宙開発利用に関する戦略的予算配分方針等の重要事項の調査審議等を実施している。

(3) 宇宙基本計画の策定

平成 27 年 1 月に宇宙開発戦略本部において新たな宇宙基本計画が本部決定された。

新たな宇宙基本計画では、「国家安全保障戦略」に示された新たな安全保障政策を十分に反

映したものであり、産業の投資の予見可能性を高め産業基盤の維持・強化に資するべく、今後 20 年程度を見据えた 10 年間の長期的・具体的整備計画とするとともに、厳しい財政制約を踏まえ、出来る限り施策の優先順位を明らかにすることとなっている。

具体的には、「宇宙安全保障の確保」を我が国の宇宙政策の目標の一つに位置づけるとともに、産業界の投資の予見可能性を高める観点から、人工衛星の整備年次を記載し、人口衛星を「いつ」「何機」打ち上げるのかを明示した。さらに、本文に加えて工程表を作成することで、本文に記載された個別のプロジェクトのプロセスを具体化するとともに、毎年工程表を改訂することで宇宙基本計画を硬直化させることなく政策の一貫性と柔軟な政策展開の両立を目指している。

(4) 宇宙開発利用に関する戦略的予算配分方針（経費の見積り方針）

我が国の厳しい財政状況を踏まえ、政府による宇宙開発利用関係施策の重複を排除し、連携を深めるなど、より効率的かつ効果的な成果を上げることができるよう、毎年、関係府省に対して、宇宙開発利用に関する戦略的予算配分方針を示すこととしている。

○ 平成 28 年度予算の重点配分では、宇宙政策委員会が関連施策を俯瞰して、特に重点的に検討を行った 19 の項目について今後の検討深化の方向性を示した「宇宙政策委員会中間取りまとめ（平成 27 年 6 月 24 日）」を各省に通知を行った。

(5) 準天頂衛星システムの開発・整備・運用

（事業の概要）

衛星測位システムは社会経済活動の基盤的なインフラであることから、各国が競って衛星測位システムの構築を進めている。我が国も、宇宙基本計画（平成 27 年 1 月 9 日宇宙開発戦略本部決定）において、持続測位が可能となる 7 機体制の確立のために必要となる追加 3 機については、平成 29 年度をめぐりに開発に着手し、平成 35 年度をめぐりに運用を開始することが決定した。

具体的には、測位衛星の補完機能（測位可能時間の拡大）や、測位の精度や信頼性を向上させる補強機能等を有する準天頂衛星システムを開発・整備・運用することにより、産業の国際競争力強化、産業・生活・行政の高度化・効率化、アジア太平洋地域への貢献と我が国プレゼンスの向上、日米協力の強化及び災害対応能力の向上等広義の安全保障に資する。

（成果事例）

衛星システム、地上システムの契約を行うことにより、準天頂衛星システムの開発・整備・運用に着手した。また、準天頂衛星システムの利用促進に係る調査・実証・評価を実施するとともに、また、準天頂衛星初号機後継の概念検討に着手した。

8 防災政策の推進

（政策の概要）

災害から国民が自ら生命、財産及び生活を守ることができるよう、防災・減災対策（「防災に関する普及・啓発」、「国際防災協力の推進」、「災害復旧・復興に関する施策の推進」、「防災行政の総合的推進（防災基本計画）」及び「地震対策等の推進」）を着実に推進する。

(1) 防災に関する普及・啓発

災害から国民が自ら生命、財産及び生活を守ることができるよう、各種普及・啓発活動を通じて、防災・減災対策を着実に推進し、社会全体の防災力の向上を図っている。

防災に関するさまざまな情報を集約、発信するポータルサイト「TEAM 防災ジャパン」を立ち上げた他、防災ポスターコンクールや、津波防災に対する意識向上を図るためのシンポジウム等の各種行事を行った。

(2) 国際防災協力の推進

国際防災協力を推進し、国際社会における災害による人的・物的被害の軽減を図るため、防災分野におけるアジアの地域センターとしてのネットワークを有するアジア防災センターを通じて、アジア各国における災害対応力の強化、被害の軽減を図っている。また、2005年1月の国連防災世界会議にて採択された、「兵庫行動枠組」を推進する国連防災戦略活動を総合的・効果的に実施するため、国連を通じた多国間防災協力やアジア防災センターを通じた地域防災協力、中国・韓国などとの政府間防災協力を通じた国際防災協力を推進しているアジア各国の防災行政実務担当者に対する短期研修を実施した。また、アジア防災センターを通じて、アジア地域において我が国の知識・技術を活用した協力を推進した。さらに、「兵庫行動枠組」の後継枠組の策定を行う第3回国連防災世界会議を2015年3月に仙台市で開催し、「仙台防災枠組」が採択された。その機会に、被災地の復興の現状を世界に発信し、防災に関する日本の経験と知見を国際社会と共有した。

(3) 災害復旧・復興に関する施策の推進

被災者生活再建支援制度の適切な運用を図るための支援法適用地方公共団体や支援金支給世帯に対する調査、被災者台帳の整備・推進を図るための地方公共団体等に対する調査、被災者の資力やニーズを踏まえた効率的・効果的な住まいの確保策に関する調査、指定避難所の開設・運営等の実態の把握と課題の整理を行い、被災者の立場に立ったきめ細やかな被災者支援が講じられるよう、必要な検討を行う。また、災害からの復興を円滑かつ迅速に進めるための施策の検討及び関係機関との共有等を図っている。

今後の大規模災害に備え、東日本大震災の教訓や課題等を整理・分析し、地方公共団体等の対策や取組に資するため、『災害復興対策事例集』の改定を作成。『被災者台帳の作成に関する実務指針』等を作成した。

(4) 防災行政の総合的推進

防災行政の総合的推進を図るため、災害対策基本法に基づく防災分野の最上位計画である防災基本計画に法令の改正等を踏まえた防災上の重要課題を的確に反映させるとともに、行政機関・企業の業務継続体制の確立を図っている。

防災基本計画について、実効性の向上に資する検討を実施するとともに、平成26年11月に災害対策基本法の改正等を踏まえた修正、平成27年3月に原子力防災体制の充実・強化に係る修正を行った。

(5) 地震対策等の総合的推進

今後の発生が懸念される大規模地震及びこれに伴う津波への備えや、大規模水害対策、火

山災害対策等を推進し、被害の最小化を図ることを目的に、中央防災会議等の議論を踏まえた被害想定や具体的な対策の検討を行う。また、本事業の成果を活用し、各種ガイドラインや防災戦略等の見直しを行っており、平成 27 年 3 月には首都直下地震対策推進基本計画の変更を行い、首都直下地震に関して期限を定めた定量的な減災目標等を設定した。

更に、より被災地の現地に近い都道府県の情報が迅速に収集・共有されるよう、国と都道府県との情報連携の迅速化等、国による情報収集・伝達機能の強化を推進した。

9 原子力災害対策の充実・強化

(施策の概要)

原子力については、万一の事故にも機能する防災体制を日頃から整備しておくことが重要であるため、本施策は、特に原子力施設周辺地域における取組を支援することにより、これらの災害対策の充実・強化を図ろうとするものである。

(成果事例)

(1) 原子力緊急時連絡網、原子力防災資機材等の整備、住民防護対策の強化

原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針において、原子力災害対策重点区域を目安として概ね 30 km とする等の考え方が示されている。

国として、普段から当該区域の対策を重点的に講ずるべく、関係道府県（24 道府県）が行う原子力緊急時連絡網、原子力防災資機材等の整備を支援した。

(2) 道府県への地域防災計画策定支援

原子力災害対策重点区域に含まれる道府県（24 道府県）においては、原子力災害対策指針等に基づき地域防災計画（原子力災害対策編）を改定する必要がある。これら道府県による地域防災計画の見直しに当たって、国としては、原子力発電所が所在する 13 地域にワーキングチームを設置し、自治体による計画の策定・充実化の取り組みを支援した。

(参考) 平成 26 年度関連予算

- ・原子力発電施設等緊急時安全対策交付金（120.5 億円）

原子力災害対策重点区域において、原子力災害から地域住民の安全を確保するために、関係道府県が講じる防災対策に対して所要の支援を行う。

- ・原子力災害対策に必要な経費（90 億円）

原子力災害対策指針等を踏まえ、更なる原子力防災対策の充実・強化を図るため、関係道府県が講じる原子力防災対策の支援を行う。

10 沖縄政策の推進

(政策の概要)

成長するアジアの玄関口に位置付けられるなど、沖縄の優位性と潜在力を生かし、日本のフロントランナーとして経済再生の牽引役となるよう、引き続き、国家戦略として、沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。

(1) 沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進

沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策を推進する。

沖縄県が沖縄振興特別措置法に基づき作成した沖縄振興交付金事業計画に基づき沖縄振興一括交付金を（沖縄振興公共投資交付金については）各省へ適時移替え、（沖縄振興特別推進交付金については）沖縄県からの交付申請に応じて交付することにより、沖縄の自主性を尊重しつつ、自立的発展に資する施策の展開を図る。

(2) 沖縄振興計画の推進に関する調査

沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現を目指した沖縄振興策の更なる効果的な推進を図るため、沖縄振興計画に基づきこれまで実施されてきた沖縄振興策に関する調査・分析を行うとともに、今後の沖縄振興の在り方の検討等を行う。

(3) 沖縄における社会資本等の整備

産業の発展を支える道路や空港の整備、県民生活を支える学校施設、医療施設の整備及び災害に強い県土づくりなど、社会資本整備を中心とした沖縄振興開発事業を実施する。

本事業においては、各整備分野における指標は、前年度に比べおおむね順調に伸びた。

(4) 沖縄の特殊事情に伴う特別対策

沖縄の置かれた自然的・歴史的・社会的な特殊事情に鑑み、その諸課題を解決するために必要な対策を実施する。

駐留軍用地跡地利用の推進については、アドバイザー派遣要望のあった全ての市町村にアドバイザーの派遣を実施した。

沖縄振興開発金融公庫については、長期資金を安定的に供給するという政策金融機関としての役割について、一定の評価を得た。

また、沖縄科学技術大学院大学については、各分野における指標は前年度の実績値を上回った。

(5) 沖縄の戦後処理対策

先の大戦において、国内最大の地上戦が行われた沖縄の歴史的背景等を踏まえ、不発弾等処理対策や土地の位置境界明確化事業等の推進を図る。

不発弾等対策、対馬丸記念館等で実施している語り部等については、おおむね目標以上の成果を達成することができた。

沖縄戦関係資料閲覧室については、対前年度比で利用者数などを伸ばすことができた。

位置境界明確化については、慎重に事業の進捗を図り、認証面積を伸ばすことができた。

また、所有者不明土地の調査については、目標に掲げた測量等調査の 540 筆、真の所有者探索の 180 筆の全ての筆数について調査及び探索を実施した。

1.1 共生社会実現のための施策の推進

(政策の概要)

政策統括官（共生社会政策担当）は、国民一人ひとりが豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくとともに、国民皆で子供や若者を育成・支援し、年齢や障害の有無等にかかわ

りなく安全に安心して暮らせる「共生社会」を実現するため、以下の施策を実施している
《青少年健全育成施策》

○事業概要

子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、調査研究等を行っている。

子ども・若者育成支援推進法に基づく地域協議会の設置促進に係る事業を行っている。また、地域で牽引的役割を担っている青少年育成指導者、少年補導委員等に対して、問題状況を明確化して対処能力の向上を図るための研修等を行っている。

子ども・若者を育成支援する活動に顕著な功績があったもの等に対して子どもと家族・若者応援団表彰等を行っている。

○達成状況（成果事例）

子ども・若者白書の作成及び子ども・若者育成支援推進点検・評価会議の開催により、施策の実施状況について検証するとともに審議状況を取りまとめ、関係省庁に周知を図った。

調査研究により得られた成果は、内閣府だけの活用に留まらず、各省庁においても活用されるなど、広く子ども・若者育成支援施策の企画・立案に資するとともに、HP を通じた公開など適切な活用を図った。

人材育成等事業の推進により、子ども・若者育成支援に携わる者の養成を図ったほか、子ども・若者支援地域協議会の設置を促進した。

「子どもと家族・若者応援団表彰」（内閣総理大臣表彰（子ども・若者育成支援部門：3件）、内閣府特命担当大臣表彰（子ども・若者育成支援部門：14件））及び「社会貢献青少年表彰」（内閣府特命担当大臣表彰（16件））をそれぞれ実施し、顕著な功績のあったものを顕彰したほか、「子どもと家族・若者応援団活動事例紹介事業」により、25件の子ども・若者を育成支援する優れた活動等をホームページ等で広く社会に紹介した。

《少子化社会対策》

○事業概要

少子化社会基本法に基づく国会への年次報告の作成。少子化社会対策会議の下で、各種施策についての点検・評価等の実施、重要な課題に関する政策研究・調査を実施している。

家族の大切さについて理解を深め、社会全体で子ども・子育てを応援する社会の実現のための理解促進事業を実施している。また、子育てを支援する活動を表彰している。

地方自治体が発行している企業が参加した子育て世帯への割引等実施事業等を推進するための会議を開催している。

○達成状況（成果事例）

平成 26 年版少子化社会対策白書を作成するとともに、「少子化社会対策の大綱に関するインターネット調査」、「結婚・家族形成に関する意識調査」を実施し、各種施策についての点検・評価、政策研究等を実施した。

家族の大切さについての理解を深めるための「家族の日」、「家族の週間」、作品コンクールの実施。また、自治体の子育て支援事業等を推進するための全国会議を開催し、社会全体で子育て家庭を支援する事業の推進・機運の熟成を図った。

成果目標としては「子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合」（平成 26 年 3 月実施の「共生社会政策に関する意識調査」）が 64.2%と前年度の 63.1%から若干増加したが、目標値の 75%を下回った。年代別にみると 30 代、60 代及び 70 代の関心は高かったが、20 代や 40 代及び 50 代は 60%前後の割合であった。

《食育推進》

○事業概要

食育基本法及び第 2 次食育推進基本計画に基づき、食育白書の取りまとめ及び食育に関する国民の意識調査を実施・公表して、国及び地方公共団体の施策推進の基礎資料を提供するとともに、6 月に実施する食育月間の中核的な行事として食育推進全国大会の開催、食育推進ボランティア表彰を実施している。

○達成状況（成果事例）

政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書（食育白書）の取りまとめ、国民の食生活に関する調査研究の実施・公表、食育月間の中核的な行事としての食育推進全国大会の開催及び食育推進ボランティア表彰の実施等を通し、食育に関する施策を総合的・計画的に推進するとともに、重点的かつ効果的に食育に対する国民の理解を促進する施策を推進することに一定の成果をあげているが、引き続き国民の意識を把握しながら、取組を推進する必要がある。

《高齢社会対策》

○事業概要

高齢者の現状や実態、経年変化の状況を把握し、政策の企画立案及び政策の評価等に役立てるため、高齢者を対象とした調査研究を実施している。また、高齢社会対策基本法第 8 条に基づく「高齢社会の状況及び高齢社会の対策の実施状況についての年次報告」として、「高齢社会白書」を作成している。さらに、今後の少子高齢社会において中高年に求められる社会参加活動を主テーマとした「高齢社会フォーラム」の開催や、年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送る高齢者や、社会参加活動を積極的に行っている高齢者グループの等を「エイジレス・ライフ実践事例」等として表彰するとともに、ホームページ等を通じて事例を紹介している。

○達成状況（成果事例）

平成 26 年版高齢社会白書を作成し、高齢化の状況や高齢社会対策について周知を図った。また、高齢者の日常生活に関する意識調査及び一人暮らし高齢者に関する意識調査を実施した。さらに、高齢者の社会参加を促進するため、東京と神戸で高齢社会フォーラムを開催するとともに、ホームページ等を通じて「エイジレス・ライフ実践事例」等を紹介した。

《障害者施策》

○事業概要

- ・ 障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本法に基づく障害者基本計画を策定。
- ・ 障害者基本計画に関して調査審議するため、障害者政策委員会を開催。

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の円滑な施行に向けた、関係省庁等や地方との連携及び周知に関する取組。
- ・ 障害者基本法に基づく障害者週間関係事業を実施。
- ・ 障害者基本法に基づく障害者施策に関する年次報告の作成及び総合的総合的かつ効果的な障害者施策を推進するために調査研究事業を実施。

○達成状況（成果事例）

- ・ 平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行に向け、平成 27 年 2 月に同法第 6 条に定める基本方針を策定した。
- ・ 障害者差別解消法の円滑な施行に向け、同法施行後の各地方公共団体の区域における、同法第 17 条に定める障害者差別解消支援地域協議会の設置促進のため、障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業により、各地方公共団体においてモデル会議を開催し、事例の蓄積を図った。また、障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラムの開催により、地域における障害者差別解消の取組の促進と気運の醸成を図った。さらに、障害者差別解消法について広く周知を図るため、リーフレットを作成し、各地方公共団体等に配布を行った。
- ・ 障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、毎年 12 月 3 日から 9 日までの 1 週間を「障害者週間」とし、前後の期間を含め、官民にわたって多彩な行事を実施するなど、積極的な啓発・広報活動を実施した。「共生社会」の周知度は、平成 26 年度内閣府実施の「インターネットによる共生社会に関する意識調査」の結果によれば、『知っている』もしくは『どちらかといえば知っている』と回答した者は 46.3%と前年度同調査結果の 43.3%に比べ 3%の増となった。また、若者（20 代）は『知っている』もしくは『どちらかといえば知っている』と回答した者は 37.7%となっており、前年度同調査結果の 36.2%に比べ、1.5%の増となった。
- ・ 施策の概況を記載した障害者白書を取りまとめ、広く国民に情報提供した。また、調査研究事業については、平成 26 年 2 月に我が国が締結した障害者権利条約に関する包括的な最初の報告の検討における資料として活用した。

《交通安全対策》

○事業概要

交通安全に関する施策の大綱となる交通安全基本計画の策定及び推進のほか、国を始め社会全体として取り組むべき重要施策等の推進を図るため、交通安全対策に関わる施策についての調査研究等を実施している。

地域の交通安全活動に積極的に取り組んでいる交通ボランティア等の育成を図るため、交通安全指導等に必要な知識や技術等を学ぶ機会を提供しているほか、交通事故被害者等が交通事故による精神的な被害から立ち直ることができるようにするため、交通事故被害者に接する立場にある者の資質向上や交通事故被害者の自助グループに対する支援を行っている。

春・秋の全国交通安全運動、交通安全フォーラム、交通安全功労者表彰、交通安全ファミリー作文コンクールの実施により、国民の交通安全意識の高揚を図っている。

○達成状況（成果事例）

第9次交通安全基本計画に基づく諸施策を総合的に推進してきた結果、5ヶ年計画の4年目である平成26年には、同計画の道路交通の数値目標（平成27年までに24時間死者数3,000人以下、死傷者数70万人以下）に対し、24時間死者数、死傷者数ともに前年比減少（▲260人、▲70,380人）となった。

「春・秋の全国交通安全運動の実施等を通じて、普段から交通安全を意識していると思う人の割合」及び「自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合」（平成27年3月実施の「共生社会政策に関する意識調査」）については、それぞれ41.2%及び81.1%となりいずれも当年度目標値（95%以上）の達成には至らなかったため、第9次交通安全基本計画で掲げた各種交通安全施策を引き続き強力に推進していくことにより、目標の達成に努める。

≪犯罪被害者等施策≫

○事業概要

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者白書を作成している。

第2次犯罪被害者等基本計画に基づき、地域における犯罪被害者等の支援体制の整備促進事業を実施している。また、同計画に基づき、国民理解の増進を図るため、犯罪被害者週間にあわせて、啓発事業を実施している。

○達成状況（成果事例）

- ・平成25年度に関係府省庁が講じた犯罪被害者等施策を犯罪被害者白書において取りまとめ公表した。
- ・地方自治体との共催により、犯罪被害者等の支援体制の整備促進事業を全国6か所で実施した。
- ・犯罪被害者週間にあわせた広報啓発事業を全国3か所で開催した。

≪自殺対策≫

○事業概要

自殺対策を総合的に推進するため、自殺総合対策会議の運営及び自殺対策基本法に基づく年次報告の作成を行うとともに、自殺防止に資する調査研究等を実施している。

また、国民の正しい理解を深め、自殺防止につなげるため、自殺予防週間（9/10～16）、自殺対策強化月間（3月）等の普及啓発を実施しているほか、自殺対策に携わる人材の育成を目的として、民間団体、地方自治体の担当者向けの研修等を実施している。

○達成状況（成果事例）

- ・自殺総合対策大綱（平成24年8月28日閣議決定）に基づき、中立・公正の立場から本大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し、施策の効果等を評価するため、自殺対策検証評価会議を開催した。
- ・地方公共団体や関係団体、民間団体等の関係者が一堂に会し、情報提供や意見交換を行う自殺対策官民連携協働ブロック会議を実施した。
- ・自殺対策白書のとりまとめによる施策の進捗状況の確認を行うことにより、施策の進捗状

況を把握した上で、時宜を得た有効な政策を立案することができた。

・我が国における年間の自殺者数は、平成10年以来、連続して3万人を超える状況が続いていたが、こうした施策の効果もあって、平成24年以降、3年連続で3万人を下回ることができた。

《青年国際交流》

○事業概要

航空機による派遣・招へい事業及び船による多国間交流事業を実施している。

わが国及び諸外国から選抜された参加青年が、世界的な共通課題についての研究・討議、自国文化の紹介などの各種交流活動、産業・文化・教育施設等の視察・意見交換、船内での共同生活、訪問国でのホームステイなどを行っている。参加青年は、各国の代表者として、皇太子殿下の御接見などを賜り、各国の元首級等を表敬訪問している。

これまでに、日本青年約16,000人、外国青年約21,000人が事業に参加し、日本を含む世界50カ国以上で事後活動組織が設立され、世界的なネットワークを発展させるとともに、様々な社会貢献活動を行っている。

○達成状況（成果事例）

- ・平成26年度の参加青年数は、日本青年283人、外国青年530人である。
- ・事業終了時に参加青年に対し、「事業参加が青年本人の将来に役立ったか」等についてのアンケートを実施。参加青年の89%が、事業参加が本人の将来に役立つと回答。（目標値90%）

《バリアフリー・ユニバーサルデザイン施策》

○事業概要

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関して、施設の整備、製品の開発、推進・普及のための活動等において、顕著な功績又は功労のあった個人又は団体に対して、内閣総理大臣表彰又は内閣府特命担当大臣（高齢社会対策又は障害者施策担当）から表彰するとともに、事例集を作成し、ホームページでの公表等により普及を図っている。

○達成状況（成果事例）

バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱に基づき、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関して顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を表彰し、今後の活動を支援するとともに、優れた取組を広く普及することにより、バリアフリー・ユニバーサルデザインに対する国民の理解の促進、拡充に一定の成果をあげているが、引き続き啓発・広報活動を推進する必要がある。

《定住外国人施策》

○事業概要

日系定住外国人施策推進会議の運営、各省庁における日系定住外国人施策のとりまとめと推進、推進状況の把握などを行っている。

各地方自治体における定住外国人施策の実態把握、先進的事例の収集・提供をするとともに、日系人をはじめとする定住外国人及びその支援者を対象とした「定住外国人施策ポータルサイト」の運営を行っている。

○達成状況（成果事例）

平成 26 年 3 月に「日系定住外国人施策の推進について」（日系定住外国人施策推進会議決定）を策定し、同決定に掲げられた各省庁の取組についてのフォローアップを行い、日系定住外国人施策の推進を図った。

また、平成 27 年 3 月に、同決定に基づき、災害関連制度・施策の多言語化への取組の一つとして、気象庁及び観光庁と連携し、緊急地震速報に関する表現を多言語に翻訳した辞書の作成を行い、配信事業者や自治体への活用の推進を図った。

《アルコール健康障害対策》

○事業概要

- ・アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るための、アルコール健康障害対策基本法に基づくアルコール健康障害対策推進基本計画の策定。
- ・アルコール健康障害対策推進基本計画の案の策定にあたり意見を聴くための、アルコール健康障害対策関係者会議の開催。
- ・アルコール健康障害対策基本法に基づくアルコール関連問題啓発週間関係事業の実施。

○達成状況（成果事例）

平成 26 年 6 月のアルコール健康障害対策基本法の施行にともない、アルコール健康障害対策推進基本計画の策定に向け、10 月よりアルコール健康障害対策関係者会議を発足した。

また、アルコール関連問題啓発週間（毎年 11 月 10 日～16 日）に際し、アルコール関連問題啓発ポスターを作成し、地方公共団体のほか、酒類販売事業場や学校、警察署等に配布を行うとともに、東京、大阪、の 2 か所においてアルコール関連問題啓発フォーラムを開催した。

さらに、アルコール健康障害対策基本法及びアルコール関連問題について正しい理解を促すため、啓発リーフレットを作成し、地方公共団体及び関係省庁、関係団体等に配布を行った。

《子供の貧困対策》

○事業概要

子供の貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 26 年 1 月 17 日施行）に基づき、閣議決定された「子どもの貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月 29 日）を踏まえ、調査研究を実施している。

○達成状況（成果事例）

平成 26 年度においては、「平成 26 年度子供の貧困に取り組む支援団体の活動事例に関する調査研究」を実施した。なお、調査結果については、ホームページに掲載し周知を図っている。

1.2 栄典事務の適切な遂行

（政策の概要）

栄典の授与は、日本国憲法第 7 条に規定された天皇の国事行為であり、賞勲局では、これ

に関連する審査、伝達等の事務を行う。

(成果事例)

春秋叙勲、危険業務従事者叙勲及び春秋褒章等に関し適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた総数の発令に努め、目標を達成した。

一般推薦制度に係る内閣府ホームページのアクセス数についても、トップページでの告知やインターネットサイトテキスト広告などにより同制度の周知に努め、目標を達成した。

1.3 男女共同参画社会の形成の促進

(政策の概要)

男女共同参画社会基本法に基づき、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成する。

(成果事例)

(1) 男女共同参画社会に関する普及・啓発

広報誌やホームページ、メールマガジン、Facebook等、多様な媒体を活用して、分かりやすい広報啓発活動を展開することができた。特にFacebookについては日頃男女共同参画になじみの薄い人々にも情報が届きやすくなるよう工夫し、ホームページについても「女性応援ポータルサイト」、「はばたく女性人材バンク」を新設した。首相官邸ホームページや政府広報オンライン等との相互リンクも積極的に行い国民への情報伝達を強化することができた。

また、各種表彰を行うことで、ロールモデルを提示するとともに、国民の関心を高めることができた。

広報誌等の紙資料の印刷及び梱包・発送については、引き続き一般競争入札を行い、業務の効率的な実施を図るとともに、配布部数及び配布先の精査を行った。ホームページの管理・運用については一般競争入札を行って、引き続き外部に業務委託を行うことで効率的な実施に努めた。

(2) 男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携

「男女共同参画に関する基礎研修」、「男女共同参画苦情処理指導者研修」については、アンケートを反映したプログラムの見直し等を行い、効果的な実施に努めた。

「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」においては、活動テーマを「地域社会における女性の活躍推進」「男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境の整備」「教育・科学技術分野等における女性の活躍推進」等、関係者の関心の高い喫緊の課題とした。主催・後援団体を複数置き、連携・協議を通じた企画の深化を図ったところ、新規共催団体は着実に増加し、主催団体に複数の連携会議構成団体が含まれる事業や、グループディスカッション等の主催者と参加者の双方向のやりとりを含む事業は肯定的評価が向上する傾向にある。

(3) 国際交流・国際協力の促進

国際会議への出席に当たっては、日本の取組を海外に積極的に紹介するとともに、海外の動向等について聴取し、国内に紹介し、浸透を図るよう努めていく必要がある。このため会議の成果や国際的動向については、Facebook、ホームページ、メールマガジン及び局広報誌等への掲載のほか、一般の方を対象にした「聞く会」等で紹介し、その広報・普及に努めている。

(4) 女性に対する暴力の根絶に向けた取組

毎年11月12日から同月25日までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。運動期間中、ポスター等を地方公共団体や関係機関に配布することや、地下鉄駅構内に掲示するなどの広報活動を行うとともに、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、東京タワーをパープルにライトアップし、暴力根絶の呼びかけを行うなど、国民に対し、女性に対する暴力根絶を訴える有効な機会となった。

また、官民の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象とするワークショップ等を実施するとともに、性犯罪被害者が安心して相談することができる体制を整備するために、性犯罪被害者支援の関係者を対象とする研修を実施するなど、被害者支援の質の向上につながっている。

(5) 女性の参画の拡大に向けた取組

「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標の達成に向け、多様な積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の検討・実施、固定的性別役割分担意識の解消、ロールモデルの提示や教育等による女性自身の意識や行動の改革、仕事と生活の調和の推進など、政府全体で政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するための措置を講じている。

平成26年度は、「日本再興戦略」改訂2014に基づき、民間企業や公務分野における女性の活躍状況の「見える化」など、分野ごとに実効性のあるポジティブ・アクションの取組をさらに強化している。

(6) 仕事と生活の調和の推進

① 憲章・行動指針の推進

平成19年12月、仕事と生活の調和推進官民トップ会議（議長：内閣総理大臣（策定時は内閣官房長官））において、政労使の合意により「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及びその「行動指針」を策定（平成22年6月に改定）しており、これらに基づき施策を推進している。

② 連携推進・評価部会の運営

仕事と生活の調和連携推進・評価部会や、関係省庁連携推進会議において、「憲章」・「行動指針」に基づく取組の点検・評価を実施するとともに、関係者の連携推進、啓発や情報発信の中心的な場として運営している。

③ ネットワークの構築

企業経営者・管理職等向けのセミナーを開催し、企業においてワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットやそのノウハウ等についての理解促進を図るとともに、経営者・管理職等のネットワークの構築を促進している。また、都道府県や政令指定都市の担当者を

対象としたセミナーを開催し、各地域における取組を支援している。

さらに、「カエル！ ジャパン」通信（メールマガジン）を発行し、国の施策や調査・統計、周知情報を分かりやすく紹介する等により、仕事と生活の調和を推進するネットワークを構築する。

④ 社会各層への理解促進

仕事と生活の調和の実現に向けた取組の進捗と今後の課題等について取りまとめた「仕事と生活の調和レポート」の作成・配布を行うとともに、「仕事と生活の調和ポータルサイト」を通じて、「カエル！ ジャパン」キャンペーンの下、シンボルマークやキャッチフレーズを作成し、先進企業・団体の紹介等を行うなど、労使、国、地方公共団体、国民各層への理解促進を図る等の取組を進めている。

⑤ 調査・研究

「行動指針」に基づく数値目標の達成に向けて、企業におけるワーク・ライフ・バランス推進のため、経営者・管理職等による社内啓発のあり方について調査・研究し、その結果を周知することで企業における意識啓発の取組を促進する。

(7) 東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業

岩手県、宮城県及び福島県に臨時相談窓口を設置し、面接により相談を受け付けるとともに、仮設住宅等を訪問するなどして直接相談を受け付けている。また、県外避難者の多い福島県は電話相談も実施している。

1.4 食品の安全性の確保

(政策の概要)

食品安全基本法に基づき、食品健康影響（リスク）評価（農薬、食品添加物、動物用医薬品、遺伝子組換え食品、特定保健用食品等）を実施するとともに、関係者（消費者や報道関係者等）との情報・意見の交換（リスクコミュニケーション）に積極的に取り組んでいる。

平成 26 年度においては、豚の食肉の生食、ブラジルから輸入される牛肉及び内臓、高濃度ジアシルグロール（DAG）を含む食品の安全性等に関する評価結果を取りまとめるとともに、リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会、リスクアナリシス連続講座の実施、委員会英文電子ジャーナルの発行、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（食品安全委員会 Facebook ページ）の活用等、国内外に向けて情報発信の取組を実施した。

さらに、EFSA（欧州食品安全機関）、FSANZ（オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関）との定期会合を開催したほか、ANSES（フランス食品環境衛生労働安全庁）との意見交換を新たに実施するなど、海外のリスク評価機関等との連携を強化した。

個別施策の概要は以下のとおりである。

(1) 食品健康影響評価

平成 26 年度は、リスク管理機関から各分野計 218 案件について評価要請があり、前年度までに評価要請があったものを含めて、267 案件（自ら評価 2 案件含む）についてリスク管理機関に評価結果を通知した。

(2) 食品健康影響評価技術研究

平成 26 年度には、3 領域 6 課題の新規研究課題を決定したほか、継続課題及び終了課題に係る中間評価及び事後評価を実施した。また、研究成果発表会などによる研究成果の普及を行った。

(3) リスクコミュニケーション

平成 26 年度は、消費者庁、厚生労働省、農林水産省等のリスク管理機関、地方公共団体等とも連携して、計 29 回の意見交換会を実施した。具体的には、食中毒や食品添加物、食品中の放射性物質等をテーマとした意見交換会に加え、消費者団体と連携した意見交換会やワークショップ、小学校高学年を対象としたジュニア食品安全ゼミナールなどの開催、地方公共団体等が実施する意見交換会等への講師派遣を 95 回行った。

また、より適切かつ効果的なリスクコミュニケーションを推進していくために、「リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会」及び「リスクコミュニケーションの在り方に関するワーキンググループ」を計 8 回行った。

(4) 緊急時対応

平成 26 年度は、緊急時対応訓練計画に基づき実務研修及び確認訓練を実施した。

(5) 国際関係

平成 26 年度は、提携した協力文書に基づき、同年 6 月に FSANZ、11 月に EFSA と定期会合を行った。

また、海外研究者等の招へいによる国際シンポジウムを年 2 回開催、海外への食品安全機関等に職員を派遣して意見交換・研修参加を実施し、海外の関係機関との連携強化に取り組んだ。

このほか、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査、食品安全モニター事業、ホームページや季刊誌「食品安全」等を通じた情報提供等、食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用、食品の安全性の確保に関する調査などを着実に推進した。

1.5 公益法人制度改革等の推進

(政策の目的)

公益法人による公益活動を支援するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図ることにより、公益法人の活動の健全な発展を促進し、「民による公益活動の増進」を推進する。

(政策の概要)

- ・新公益法人制度に基づく法人からの申請等に係る審査・諮問・委員会答申に基づく認定等
- ・新制度の周知や申請促進を図るためのホームページ等を通じた広報等の実施
- ・公益財団・財団法人等に対する適切な監督の実施
- ・公益認定等総合情報システムの管理・運営

※申請者による書類の提出や、行政庁における業務処理をオンラインで実施することを可能としたシステム

(成果事例)

民間の専門家を活用した相談会(15回(うち地方開催5回))や窓口相談(1,652件)の開催、ホームページ「公益法人 information」などの広報媒体等の活用により、円滑な申請・審査のために必要な情報発信を行った。

26年度の監督対象となる約4,300法人に対して、事業報告等の適切な提出を督促するとともに、必要に応じ、報告徴収を実施するなど適切に監督を行っている。また、各法人に対し3年に一度立入検査を実施することとなっているため、平成26年度は553法人の立入検査を実施した。

また、26年度においては、法人からの申請に基づき、公益認定を取り消した事案が1件あった。

なお、26年度の公益認定等総合情報システムを利用した電子申請率は、99.4%に達した。

1.6 経済社会総合研究の推進

(1) 経済社会活動の総合的研究

(政策の概要)

政策と理論の橋渡しを担う内閣府のシンクタンクとして、政策判断の基礎的材料を提供し、経済財政政策の企画・推進を支援するとともに、国民への情報提供を行うことを目的に、経済理論その他これに類する理論を用いて、(i)経済社会の政策課題に対応した実証研究、事例研究、マクロ計量経済モデル等政策分析ツールの開発などの各種研究プロジェクトを推進するとともに、(ii)景気動向指数、機械受注統計調査、消費動向調査等の各種景気統計の作成を行っている。

(成果事例)

「ESRI Discussion Paper 等の研究成果に関するHPへのアクセス件数」は前年度の水準を下回っているものの概ね同水準を維持しており、研究成果に対する関心及び一定の評価が得られているものと考えられる。「景気指標に関するHPへのアクセス件数」は前年度の水準を上回っており、景気指標に対する関心及び一定の評価が得られているものと考えられる。

「ESRI-経済政策フォーラムについての、参加者の肯定的評価の割合」については、参加者の評価が目標を上回り、引き続き高い評価が得られているものと考えられる。

(2) 国民経済計算

(政策の概要)

政策判断材料を提供し、経済財政政策の企画・推進を支援すること、また国民への情報提供を行うことをその目的として、国連の示す国民経済計算体系の基準に則して、国民経済計算の推計を行い、四半期別GDP速報(QE)、国民経済計算年報を公表するとともに、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を行い、国民経済計算関連統計を作成・整備している。また、基礎資料が不足している分野については、民間非営利団体実態調査等を独自に実施している。

(成果事例)

我が国の経済状態を定量的に映し出し、景気動向の把握や政策効果の有効性の判断など、政策基盤の材料として様々な方面で活用される国民経済計算関連統計及びその作成方法、利用上の注意等の情報をガイドラインに従って、予定通りに作成・公表することができた。

(3) 人材育成、能力開発

(政策の概要)

経済・社会活動の調査分析など職務上必要とされる知識や技能の習得・向上を図ること及び経済の重要問題についての分析能力を養うことを目的として、内閣府及び他省庁職員に対して、計量経済分析等の経済理論の講義や分析手法の技能研修等を実施している。また、研究所が有する国民経済計算（SNA）統計の概念を理解し、その推計方法を習得するため、各府省の職員及びアジア諸国の実務担当専門家を対象としたSNA研修を実施している。

(成果事例)

研修員からの研修に対するアンケート結果の満足度は90.3%で、引き続き高い評価を得た。

1.7 迎賓施設の適切な運営

(政策の概要)

(1) 迎賓施設の適切な運用

国公賓等の接遇は、「迎賓館の運営大綱について」（昭和49年7月9日閣議了解）に基づき、国賓・公賓・公式実務賓客をはじめ、国会及び最高裁の賓客の接遇を行うこととなっている。京都迎賓館については、国公賓等の接遇のほか国の機関、地方公共団体等が催す招宴その他の接遇等について「京都迎賓館の使用について」（平成17年3月16日内閣総理大臣決定）に基づき、使用に供している。

(2) 迎賓施設の管理・運営の効率化

施設の整備・維持管理については、賓客が満足できる安全・快適な施設の提供など、円滑な接遇を行うための迎賓施設の管理・運営を確実に実施するとともに、効率的な維持管理に努め、予算の適切な執行管理を行いつつ、必要な施設整備を実施している。

(3) 参観の適切な実施

迎賓館では、迎賓施設の役割、接遇についての国民の理解を深めることを目的に、毎年、国公賓等の接遇に支障のない時期に参観を実施している。

(接遇等の実績)

平成26年度においては、赤坂迎賓館において7回、京都迎賓館において7回の接遇を行っている。

また、参観について、平成26年度、赤坂迎賓館では8月22日（金）から8月31日（日）までの10日間で定員2万人、京都迎賓館では8月1日（金）から8月10日（日）までの10日間で定員1万3千人の参観をそれぞれ実施した。

(成果事例)

接遇については、14回（赤坂7回、京都7回）となった。また、賓客の安全対策に対応した適切な警備を確実に実施し、いずれの接遇においても感謝の意を表されるなど高い評価を

いただいていると考えられ、賓客の満足を得ることができたと考えられるところ。

また、参観については、適切な実施により3万3千人（赤坂2万人、京都1万3千人）の参観者を得たところ、参観者（赤坂、京都）等へのアンケートにおいては、90%以上の方が満足したとの回答が得られた。

1 8 北方領土問題の解決の促進の確保

（政策の概要）

北方領土問題に関する国民世論の啓発を図るため、広報・啓発活動を実施する。また、北方四島交流等事業（四島交流事業、北方領土墓参事業、自由訪問事業）を実施する。さらに、北方地域元居住者等に対する援護。

主な取組事項・・・国民世論への啓発事業

北方領土返還要求運動の推進及びこのための在るべき啓発手法の調査・検討、北方領土教育機会の拡充及び北方領土隣接地域における啓発活動の充実による返還運動の活性化について取り組んでいる。

返還要求運動は幅広い年齢層への普及・啓発が必要であるが、特に次代を担う若い世代への啓発や教育の拡充を推進してきたところ、啓発イベント等では一定の参加者・来場者を動員し、修学旅行誘致事業では修学旅行生が年々増加するなどの成果を上げている。

1 9 国際平和協力業務等の推進

（政策の概要）

（1）「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」に基づく、国連平和維持活動への協力、人道的な国際救援活動への協力及び国際的な選挙監視活動への協力の実施、人道的な物資協力の実施

（2）国際平和協力研究員による研究活動等の実施

（成果事例）

平成26年度においては、UNMISS（国連南スーダン共和国ミッション）に引き続き要員を派遣した。

国際平和協力隊の派遣については、ミッションにおいて、適切に業務を行い、国際社会の平和と安定に貢献していると評価できる。また、ミッションに対する我が国の協力について、国際社会から高い評価が得られたことは、大きな実績である。

2 0 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡

（政策の概要）

（1）政府・社会等に対する提言等

科学者としての専門的かつ信頼性のある見解を、勧告、声明、提言等として、政府や社会に対して提示。また、重要政策課題に係る政府からの諮問、審議の依頼等に応じ、答申又は回答を実施。

平成 26 年度においては、提言「第 5 期科学技術基本計画のあり方に関する提言」（平成 27 年 2 月）、回答「科学研究における健全性の向上について」（平成 27 年 3 月）（文部科学省科学技術・学術政策局長からの審議依頼）等、約 80 件の意思の表出を行った。

(2) 各国アカデミーとの交流等の国際的な活動

・学術に関する重要な国際会議について、毎年、閣議口頭了解を得て国内学術研究団体と共同開催。

・持続可能な地球環境のための新しい国際協力研究プログラムである「フューチャー・アース」の推進に積極的に参画し、5 か国の各種機関からなる国際本部事務局のための日本コンソーシアムを代表する推進役を担っている。

(3) 科学の役割についての普及・啓発

・学術の成果を国民に還元するための活動として、学術フォーラム、シンポジウム等を開催。
・科学者と一般市民が、科学について対等の立場で対話する場として、サイエンスカフェを開催。

(4) 科学者間ネットワークの構築

・地域の科学者と意思疎通を図るとともに、学術の振興に寄与することを目的として、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄の 7 つの地区会議を組織、学術講演会や各地域の科学者との懇談会などの活動を実施。

・学術研究団体及びその連合体のうち、日本学術会議の活動に協力することを申し出、承認されたものを「日本学術会議協力学術研究団体」として指定し、協力関係を構築（現在、約 2,000 団体を指定）。また、学協会との連携により、シンポジウム、会議等の共同主催等を行っている。

2.1 官民人材交流センターの適切な運営

(政策の概要)

(1) 国家公務員の離職後の就職の援助

①官民人材交流センターによる再就職あっせん

平成 19 年の国家公務員法改正により、各府省による再就職のあっせんは禁止され、再就職のあっせんは官民人材交流センターに一元化された。ただし、官民人材交流センターによる再就職あっせんは、平成 21 年 9 月以降、組織の改廃等により離職せざるを得ない場合を除き、行っていない。（平成 26 年度においては、対象者はいなかった。）

②民間の再就職支援会社を活用した再就職支援

早期退職募集制度の施行に併せて、平成 25 年 10 月から、一般職国家公務員について、早期退職希望者の募集に応募して応募認定退職をする者を対象として、再就職支援を実施している。同支援は、官民人材交流センターが契約した民間の再就職支援会社に委託して実施している。

(2) 官民の人材交流の円滑な実施のための支援

内閣人事局及び人事院とともに経済 3 団体等、関係団体のご協力を得て、民間企業等と府

省等との意見交換会の開催、官民人事交流の実施希望に関する情報提供、官民人事交流説明会をはじめとした広報等の取組を進めている。

2.2 公正かつ自由な競争の促進

(政策の概要)

公正取引委員会は、経済活動における公正かつ自由な競争を守るため、独占禁止法とその補完法である下請法を執行しており、違反行為があった場合には、それを速やかに取り除くよう必要な排除措置命令、また、価格等のカルテルや私的独占が行われた場合には課徴金納付命令などの措置を行い、競争秩序をいち早く回復できるよう務めている。

また、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする消費税転嫁対策特別措置法に基づき、消費税の転嫁拒否等の行為に対する措置等を行っている。

さらに、国際的に開かれた、自由で公正な活力ある経済社会の形成を目指して、規制改革を推進するとともに競争政策の積極的な展開を図るための基盤整備に取り組んでいる。独占禁止法のより一層の充実化への取組、規制改革への調査・提言、競争制限的な行政指導の改善、民民規制への対応などの活動を行うとともに、競争政策に関する国際協力にも力を入れている。

(各政策における事業概要)

(1) 独占禁止法違反行為に対する措置等

・ 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処

独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査、事情聴取等）を行い、違反行為が認められた場合には、排除措置命令を行うほか、警告等の必要な措置を講ずる。

・ 審判手続

公正取引委員会が行った独占禁止法違反行為に係る排除措置命令又は課徴金納付命令に対する審判請求が行われた場合には、審判手続を適切に運用し、審決を行う。

・ 企業結合の迅速かつ的確な審査

企業結合（株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業等譲受け）について、届出等に基づいて、迅速かつ的確な企業結合審査を行い、独占禁止法の規定に違反することが認められた場合には適切に対応するとともに、主要な企業結合事例を公表し、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。

(2) 下請法違反行為に対する措置等

・ 下請法の的確な運用

書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査（実地調査、招致調査等）を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置（法的措置（下請法第7条に基づく勧告）又は指導）を講ずる。また、下請法に係る講習会を開催すること等により、下請法の普及・啓発を図る。

・ 取引慣行等の適正化

独占禁止法に係る各種ガイドライン（取引慣行等の適正化に係るもの）の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。また、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促すとともに、調査結果を公表する。

（３）競争政策の広報・広聴等

・競争政策の広報・広聴

独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について、報道発表やウェブサイト等による広報活動を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて国民から意見・要望を広く把握する広聴活動を行い、競争政策に対する国民的理解の増進を図る。

・海外の競争当局等との連携の推進

二国間、多国間及び技術支援の枠組みにおける海外競争当局間の協力・連携の強化に努めるほか、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。

・競争的な市場環境の創出

研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進し、公開セミナーの実施等により競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行い、各府省における規制の事前評価における競争評価の取組を支援・促進する。

（４）消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

大規模な書面調査の実施等により消費税の転嫁拒否等の行為について情報収集を行い、転嫁拒否等の行為の疑いがある場合には立入検査等の調査を実施し、違反行為が認められた事業者に対しては消費税転嫁対策特別措置法に基づき迅速かつ厳正に対処する（勧告又は指導）。また、転嫁拒否等の行為を未然に防止するため、事業者等に対する広報や説明会の開催等により、消費税転嫁対策特別措置法の普及・啓発を図る。

2 3 市民生活の安全と平穩の確保

（政策の概要）

・総合的な犯罪抑止対策の推進

地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策、少年の非行防止や良好な生活環境の保持を目的とした施策等、総合的な犯罪抑止対策を推進することにより、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。

・地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化

地域警察官の現場執行力の強化、交番機能の強化等により地域警察官による街頭活動の一層の推進を図るとともに、通信指令機能の強化を中心とした初動警察活動の強化を図る。

・良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止

経済活動を侵害し、国民の日常生活に影響を及ぼす犯罪及び環境犯罪の取締りとそれら犯罪

への対策を推進することにより、良好な経済活動等を確保するとともに、環境破壊等を防止する。

2 4 犯罪捜査の的確な推進

(政策の概要)

・重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上

国民の安全・安心に資するよう、重要犯罪（注1）・重要窃盗犯（注2）の検挙に向けた取組を推進する。

注1：殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ

注2：侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり

・政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化

贈収賄事件、公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる構造的不正及び金融証券関連事件等の経済をめぐる構造的不正は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。

・振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化

振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺（注）の犯行手口は日々巧妙化・多様化し、依然として国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の続発防止を図る。

注：特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝も含む。）の総称であり、振り込め詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺）のほか、金融商品等取引名目、ギャンブル必勝情報提供名目、異性との交際あっせん名目等の詐欺がある。

・科学技術を活用した捜査の更なる推進

科学技術の急速な発展、情報化社会の著しい進展等に的確に対応し、客観証拠による立証に資するよう、鑑識・鑑定資機材の充実、鑑識・鑑定技術への先端的な科学技術の導入、情報技術解析の効果的な活用等を図ることにより、科学技術を活用した捜査を更に推進する。

・被疑者取調べの適正化の更なる推進

警察捜査に対する一層の信頼確保及び裁判員裁判への的確な対応のため、被疑者取調べの適正化の更なる推進を図る。

2 5 組織犯罪対策の強化

(政策の概要)

・暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化

暴力団等犯罪組織は、薬物の密輸・密売に関与したり、銃器発砲事件を引き起こしたりするほか、対立抗争や意に沿わない事業者への襲撃等事件を繰り返すなど、社会にとって大きな脅威になっている上、社会情勢の変化に応じて多種多様な資金獲得活動を行っていることから、取締りの強化、犯罪収益の剥奪等、その人的・物的基盤と資金源に打撃を与える対策に重点的

に取り組み、暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化を図る。

- ・ 国際組織犯罪対策の強化

犯罪のグローバル化が進展する中、国際組織犯罪が治安に対する重大な脅威となっていることから、国際犯罪組織の実態解明及び国際組織犯罪の取締り並びに国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の取締り等を推進し、国際組織犯罪対策を強化する。

2 6 安全かつ快適な交通の確保

(政策の概要)

- ・ 歩行者・自転車利用者の安全確保

全交通事故死者に占める歩行者・自転車利用者の割合が諸外国と比べて著しく高くなっていること、全交通事故のうち自転車関連事故が占める割合は増加傾向にあること等から、歩行者・自転車利用者の交通事故抑止対策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全の確保を図る。

- ・ 運転者対策の推進

飲酒運転等の悪質性・危険性の高い運転に起因する交通死亡事故は、減少傾向にあるものの、依然として多いことから、これを防止するため、継続して悪質・危険運転者対策を推進する。また、高齢社会の進展に伴い、今後、高齢運転者による交通事故の増加が懸念されており、70歳以上の高齢者については、免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が多い年齢層であることから、高齢運転者対策を推進し、高齢運転者による交通事故の防止を図る。

- ・ 道路交通環境の整備

社会資本整備重点計画（24年8月31日閣議決定：計画期間24年度～28年度）に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備する。

2 7 国の公安の維持

(政策の概要)

- ・ 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処

的確な警備措置を講じることにより、重大テロ事案等（注1）を含む警備犯罪（注2）の予防鎮圧を図るとともに、その取締りを的確に実施する。

注1：国民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズム及び過激な反グローバリズム運動に伴う大規模暴動等

注2：国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪その他各種の社会運動に伴う犯罪

- ・ 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処

的確な警備措置を講ずることにより、大規模自然災害等の重大事案発生に伴う被害の最小化等を図る。

- ・ 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処

諜報事案、拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案、国際テロ等に係る国内外の情報収集・分析機能を強化することにより、対日有害活動、国際テロ等の未然防止を図るとともに、これら事案に的確に対処する。

2 8 犯罪被害者等の支援の充実

(政策の概要)

- ・ 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加えて、経済的損害、精神的苦痛等の様々な被害を被っており、多様な場面において支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等総合的な支援を充実させる。

2 9 安心できる IT 社会の実現

(政策の概要)

- ・ 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

IT が国民生活や社会経済活動に多大な影響を与える存在となっていることを踏まえ、情報セキュリティを確保するとともに、ネットワーク利用犯罪を始めとするサイバー犯罪の取締り、サイバー攻撃対策等のサイバーセキュリティ関連施策を推進することにより、安心できる IT 社会を実現する。

3 0 特定個人情報の適正な取扱いの確保

(政策の概要)

特定個人情報保護委員会は、国民生活にとっての個人番号（マイナンバー）その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを任務としている。

特定個人情報保護委員会は、上記任務を達成するため次の施策を実施している。

(1) 特定個人情報保護評価の推進

- ・ 評価実施機関が特定個人情報保護評価を適切に実施するために、特定個人情報保護評価に係る規則や指針の策定を行うとともに、評価実施機関が作成した特定個人情報保護評価書について審査・承認、確認及び公表が適切に行われるようにする。

(2) 特定個人情報の保護に関する広報・啓発・国際協力

- ・ 特定個人情報の保護措置や保護のための取組について広報を行うことにより、国民の理解の向上を図りつつ、関係機関向けに制度の周知を図ることで、円滑に制度運用を開始させる。また、各国や国際機関と連携し、情報交換を行うことにより、番号制度や個人情報保護を取り巻く最新の国際情勢を把握し、国際的な協力関係を構築する。

(3) 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督

- ・ 特定個人情報の保護措置として監視・監督体制を整備し、特定個人情報の適正な取扱いを確保することにより、番号制度の適切な運用を担保する。

3 1 経済成長の礎となる金融システムの安定

(政策の概要)

(1) 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備

我が国金融システムの安定性とこれに対する国内外からの信頼を確保するためには、金融機関の健全性が確保される必要がある。このため、金融モニタリング基本方針に基づくオン・オフ一体の効果的・効率的なモニタリング、金融機関の統合的なリスク管理態勢の検証、国際的な議論も踏まえた健全性確保のためのルール整備などを着実に進めた。

(2) 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備

金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保される必要がある。このため、国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のための規制を見直しなどの取組みを着実に進めた。

(3) 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応

金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、システムリスクの未然防止に努める必要がある。このため、内外の市場動向やマクロ経済情勢、金融機関の動向等について深度ある分析を行うとともに、金融セクターに内在するリスクの把握に積極的に取り組んだ。また、その結果について、金融行政への反映を図ることで、システムリスクの未然防止のための取組みを着実に進めた。

3.2 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上

(政策の概要)

(1) 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備

金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実など周辺環境整備を図る必要がある。このため、金融商品取引法や監督指針等を整備し、利用者保護のための制度整備及び金融機関の態勢整備を進めることにより、利用者の信頼度の高い金融システムの構築に向けた取組みを進めた。

(2) 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

新成長戦略や金融資本市場及び金融産業の活性化等のアクションプランにおいて、金融業には、実体経済を支え、かつ、それ自身が成長産業として経済をリードしていく役割が求められていることから、各金融機関において、資金の借り手に真に必要な金融サービスを提供する必要がある。このため、金融機関が、①真に顧客のニーズに応え、顧客の利益になる経営を行っているかどうかの検証、②目利き能力やコンサルティング機能を発揮し、地元企業の成長や地域産業の発展に貢献していくために必要な態勢整備や具体的な取組みを行っているかどうかについてのヒアリングなどの取組みを進めた。

(3) 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

少子高齢化が進展している中、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られる必

要がある。このため、平成 26 年 1 月から開始された NISA の普及・定着のための税制改正要望提出や、所要の政令・内閣府令の整備等、国民の資産形成等に真に必要な金融サービスの提供の観点から必要な制度・環境整備を着実に進めた。

3 3 公正・透明で活力のある市場の構築

(政策の概要)

(1) 市場インフラの整備のための制度・環境整備

決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることを通じ、信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築する必要がある。このため、店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に係る政令・内閣府令の整備や、国債取引の決済期間の更なる短縮化の実現に向けた市場関係者における取組みの支援などを進めた。

(2) 市場機能の強化のための制度・環境整備

我が国の市場について、その公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供される必要がある。このため、総合取引所や投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等に関する政令・内閣府令の整備、「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを表明した機関投資家のリストの和英両文での公表などの取組みを着実に進めた。

(3) 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備

市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上のために必要である。このため、有価証券報告書レビュー、課徴金納付命令の決定、自主規制機関等と連携した自主規制規則の見直しなどの取組みを進めた。

(4) 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備

市場仲介機能が適切に発揮されるよう、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図る必要がある。このため、重大な問題が認められた金融商品取引業者等に対する行政処分など金融商品取引業者等における業務運営態勢の改善に向けた取組みを進めるとともに、バーゼルⅢの開示規制に対応するため証券会社の自己資本比率規制に係る告示を改正するなどの取組みを行った。

(5) 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。このため、改訂された監査基準を実務に適用するための指針が日本公認会計士協会において適切に策定されるよう促した。また、公認会計士・監査法人に対する品質管理レビューの審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査の実施、厳正な処分などの取組みを行った。

3 4 横断的施策

(政策の概要)

(1) 国際的な政策協調・連携強化

国際的な金融規制改革に積極的に参画し、主導的な役割を担うこと等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に貢献する必要がある。このため、重要な会議の議長を務めたり大規模な会合を日本国内で開催したりするなど金融規制改革の検討・実施に着実な進展に大きく貢献しているほか、海外当局との連携も強化した。

(2) アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調

日本の成長強化のためには、アジア諸国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のアジア経済圏での活動を金融面で支援し、アジアの経済成長を日本の経済成長に取り込む必要がある。このため、アジア各国の金融当局との書簡交換により長期的な協力枠組みを構築したほか、二国間金融協議等を積極的に開催することなどによって連携を大幅に強化した。また、アジア諸国への金融インフラ整備支援などの取組みを進めた。

(3) 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備

金融を巡る状況の変化に対応し、我が国経済における民需主導の成長の実現に資する規制・制度改革を推進すること等により、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保する必要がある。このため、法令改正を含む規制・制度改革の積極的な推進、産業競争力強化法への迅速な対応、事前確認制度の適切な運用による金融行政の透明性・予測可能性の向上、官民による持続的な対話、金融・資本市場活性化策の検討作業を通して、環境の整備をより一層進めた。

(4) 金融行政についての情報発信の強化

透明性・予測可能性を確保しつつ金融行政を適切に推進していくため、引き続き情報発信を強化していく必要がある。このため、国民にとって重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、金融庁ウェブサイトの特設サイトを設けたほか、英語対応チームを設置して、海外からの問い合わせを一括で受け付ける英語ワンストップサービスを開始するなどの取組みを行った。

(5) 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備

金融リテラシーは、金融取引を巡るトラブルから身を守るとともに、ローン、保険、資産運用商品等の金融商品を賢く利用することを通じて生活の質の向上につながるなどから、その向上が重要である。このため、金融経済教育推進会議において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」を公表することなどにより、金融経済教育の推進に取り組んだ。

3 5 消費者政策の推進

(政策の概要)

消費者庁は、「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を行う」任務を担っており、消費者政策を推進している。

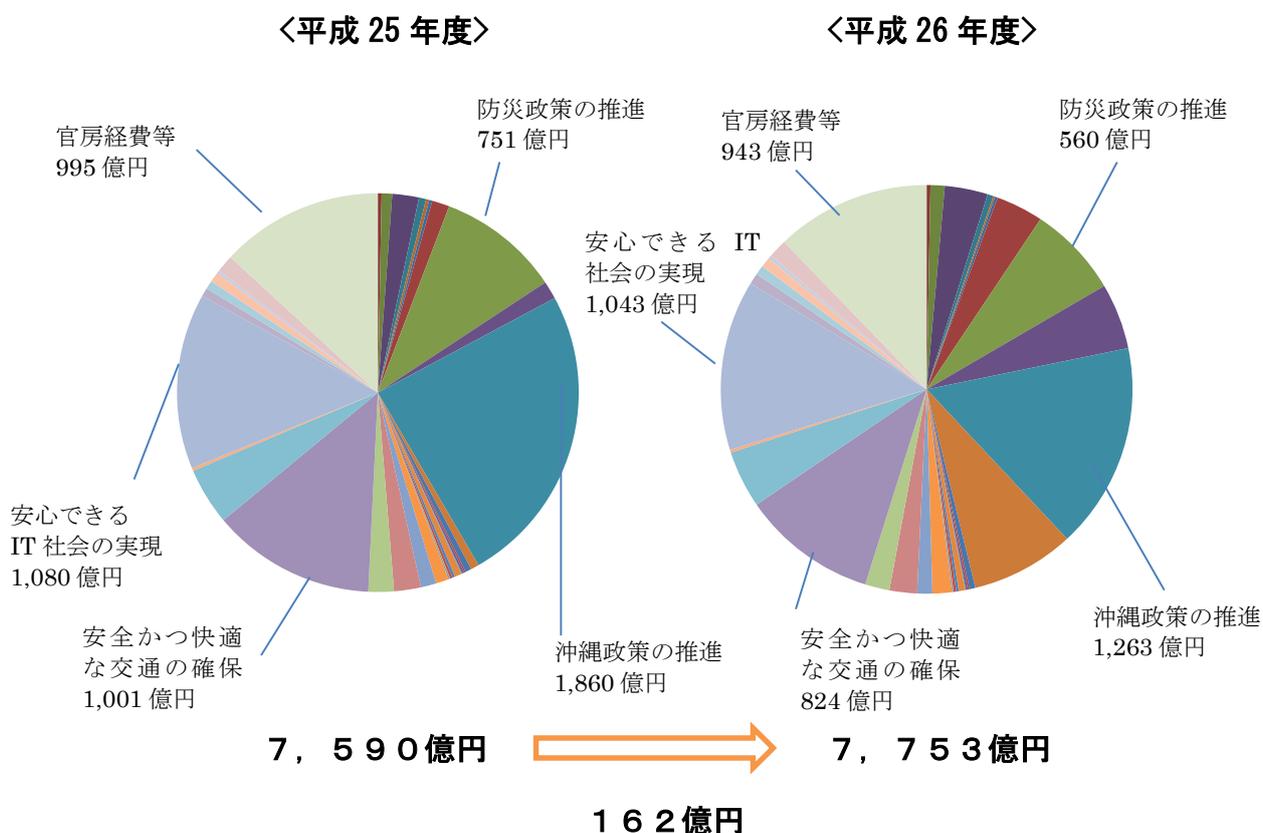
政策別コスト情報とは

政策別コスト情報は、より一層の財務情報の充実を図るため、平成 21 年度より各府省において作成・公表されているものです。省庁別財務書類の業務費用計算書において人件費などの形態別に表示されている費用を、各府省庁の政策評価項目毎に配分して表示したセグメント情報として作成しています。

さらに、政策別コスト情報ではフローの情報だけではなく、政策によっては各府省庁が保有する資産を活用して事務事業を行っているもののほか、政策にかかるコストとして算入された減価償却費についても基となる資産があることから、政策に関する主な資産（負債）をストック情報として表示しています。政策別のストックの情報については、46 頁を参照してください。

業務費用計算書については、63 頁も参照してください。

～政策別コストの前年度比較～



政策別コストの経費別内訳概要

(単位：億円)

区 分	合計	経 費							
		人件費等	補助金等	委託費	(独)運営 費交付金	庁費等	減価償却 費	貸倒引当 金繰入	その他
1 適正な公文書管理の実施	23	2	0	0	19	0	-	-	0
2 政府広報・広聴による政府施策の 理解、協力の促進	86	3	-	0	-	80	-	-	2
3 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	261	0	-	259	-	0	-	-	0
4 経済財政政策の推進	36	20	4	0	-	8	-	-	2
5 地域活性化の推進	10	0	2	0	-	0	-	-	6
6 科学技術政策の推進	16	8	-	3	-	3	-	-	1
7 宇宙開発利用に関する施策の推進	288	0	-	284	-	3	-	-	0
8 防災政策の推進	560	11	503	0	-	40	-	-	5
9 原子力災害対策の充実・強化	403	4	347	45	-	5	-	-	0
10 沖縄政策の推進	1,263	9	1,023	2	-	2	-	-	225
11 共生社会実現のための施策の推進	630	11	593	0	-	12	-	-	13
12 栄典事務の適切な遂行	35	7	-	0	-	28	-	-	0
13 男女共同参画社会の形成の促進	10	5	1	0	-	1	-	-	2
14 食品の安全性の確保	12	7	-	1	-	2	-	-	0
15 公益法人制度改革等の推進	3	2	-	0	-	1	-	-	0
16 経済社会総合研究の推進	39	27	-	0	-	10	-	-	1
17 迎賓施設の適切な運営	14	5	-	0	-	9	-	-	0
18 北方領土問題の解決の促進	16	1	2	-	12	0	0	-	0
19 国際平和協力業務等の推進	4	2	-	-	-	2	0	-	0
20 科学に関する重要事項の審議及び 研究の連絡	4	-	-	-	-	0	-	-	4
21 官民人材交流センターの適切な運 営	1	1	-	-	-	0	-	-	0
22 公正かつ自由な競争の促進	116	68	-	5	-	8	0	1	32
23 市民生活の安全と平穩の確保	91	28	18	-	-	17	20	-	6
24 犯罪捜査の的確な推進	168	50	32	-	-	37	35	-	11
25 組織犯罪対策の強化	148	46	30	-	-	27	33	-	11
26 安全かつ快適な交通の確保	824	19	196	-	-	15	13	-	579
27 国の公安の維持	351	70	160	-	-	51	50	-	18
28 犯罪被害者等の支援の充実	17	1	1	-	-	0	1	-	12
29 安心できるIT社会の実現	1,043	334	216	-	-	181	229	-	80
30 特定個人情報の適正な取扱いの確 保	0	-	-	-	-	0	-	-	0
31 経済成長の礎となる金融システム の安定	67	54	-	-	-	9	0	-	2
32 利用者の視点に立った金融サービ スの質の向上	57	46	0	-	-	8	-	-	1
33 公正・透明で活力のある市場の構 築	60	40	-	0	-	13	4	-	2
34 横断的施策	22	16	-	-	-	3	-	-	2
35 消費者政策の推進	114	26	36	0	27	20	0	-	1
官房経費等	943	425	0	0	-	211	220	-	85
コスト計	7,753	1,362	3,172	605	58	820	610	1	1,120

・単位未満切り捨てのため、合計額が一致しないことがあります。

・単位未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示しています。

【26年度政策別コスト情報 会計別内訳】

(単位：億円)

区 分	一般会計	交付税及び譲与税 配付金特別会計	エネルギー対策特別 会計 (電源開発促進勘 定)	東日本大震災復興 特別会計	相殺消去	政策別計
1 適正な公文書管理の実施	23	-	-	-	-	23
2 政府広報・広聴による政府施策 の理解、協力の促進	84	-	-	2	-	86
3 遺棄化学兵器廃棄処理事業の 推進	261	-	-	-	-	261
4 経済財政政策の推進	33	-	-	2	-	36
5 地域活性化の推進	9	-	-	0	-	10
6 科学技術政策の推進	16	-	-	-	-	16
7 宇宙開発利用に関する施策の 推進	288	-	-	-	-	288
8 防災政策の推進	70	-	-	489	-	560
9 原子力災害対策の充実・強化	280	-	140	88	105	403
10 沖縄政策の推進	1,263	-	-	-	-	1,263
11 共生社会実現のための施策の 推進	630	-	-	-	-	630
12 栄典事務の適切な遂行	35	-	-	-	-	35
13 男女共同参画社会の形成の促 進	9	-	-	0	-	10
14 食品の安全性の確保	12	-	-	-	-	12
15 公益法人制度改革等の推進	3	-	-	-	-	3
16 経済社会総合研究の推進	39	-	-	-	-	39
17 迎賓施設の適切な運営	14	-	-	-	-	14
18 北方領土問題の解決の促進	16	-	-	-	-	16
19 国際平和協力業務等の推進	4	-	-	-	-	4
20 科学に関する重要事項の審議 及び研究の連絡	4	-	-	-	-	4
21 官民人材交流センターの適切な 運営	1	-	-	-	-	1
22 公正かつ自由な競争の促進	116	-	-	-	-	116
23 市民生活の安全と平穩の確保	91	-	-	0	-	91
24 犯罪捜査の的確な推進	167	-	-	0	-	168
25 組織犯罪対策の強化	147	-	-	0	-	148
26 安全かつ快適な交通の確保	871	575	-	0	622	824
27 国の公安の維持	350	-	-	1	-	351
28 犯罪被害者等の支援の充実	17	-	-	0	-	17
29 安心できるIT社会の実現	1,037	-	-	5	-	1,043
30 特定個人情報の適正な取扱い の確保	0	-	-	-	-	0
31 経済成長の礎となる金融システ ムの安定	67	-	-	-	-	67
32 利用者の視点に立った金融 サービスの質の向上	56	-	-	0	-	57
33 公正・透明で活力のある市場の 構築	60	-	-	-	-	60
34 横断的施策	22	-	-	-	-	22
35 消費者政策の推進	107	-	-	7	-	114
官房経費等	943	-	-	-	-	943
コスト計	7,163	575	140	601	727	7,753

・単位未満切り捨てのため、合計額が一致しないことがあります。

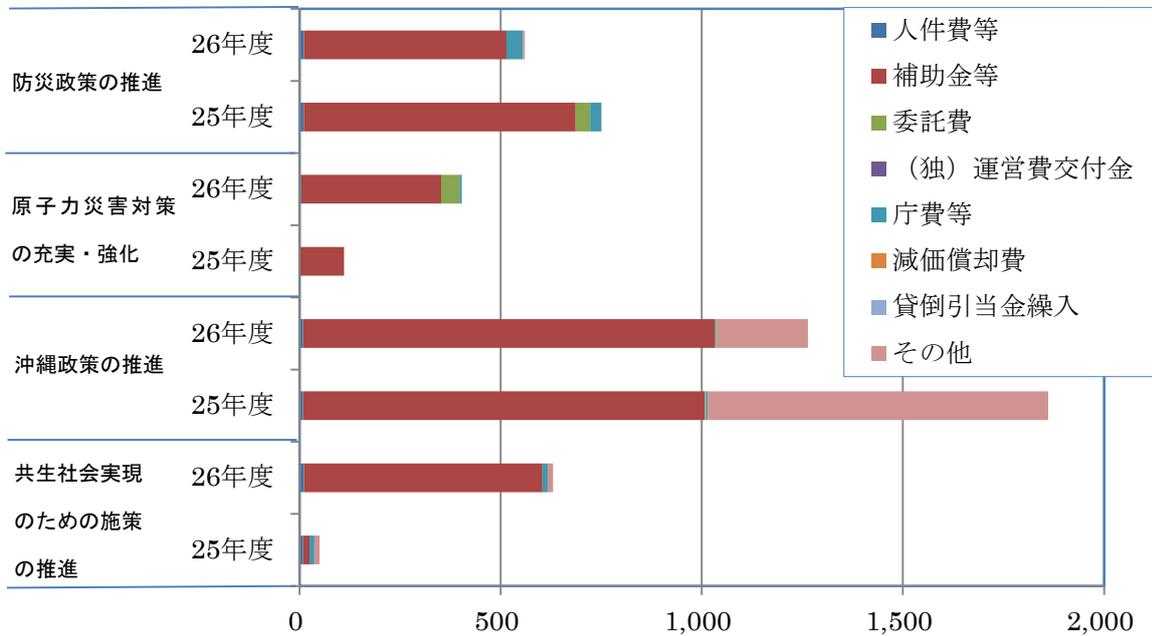
・単位未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示しています。

～政策別コストの経費別 前年度比較～

＜ 共生社会実現のための施策の推進等に係るコストが増加 ＞

- ・ 共生社会実現のための施策の推進において、補助金等が増加（576億円）したことにより、内閣府では対前年度末比162億円のコストが増加しました。

（単位：億円）



主な政策コスト (25' →26')

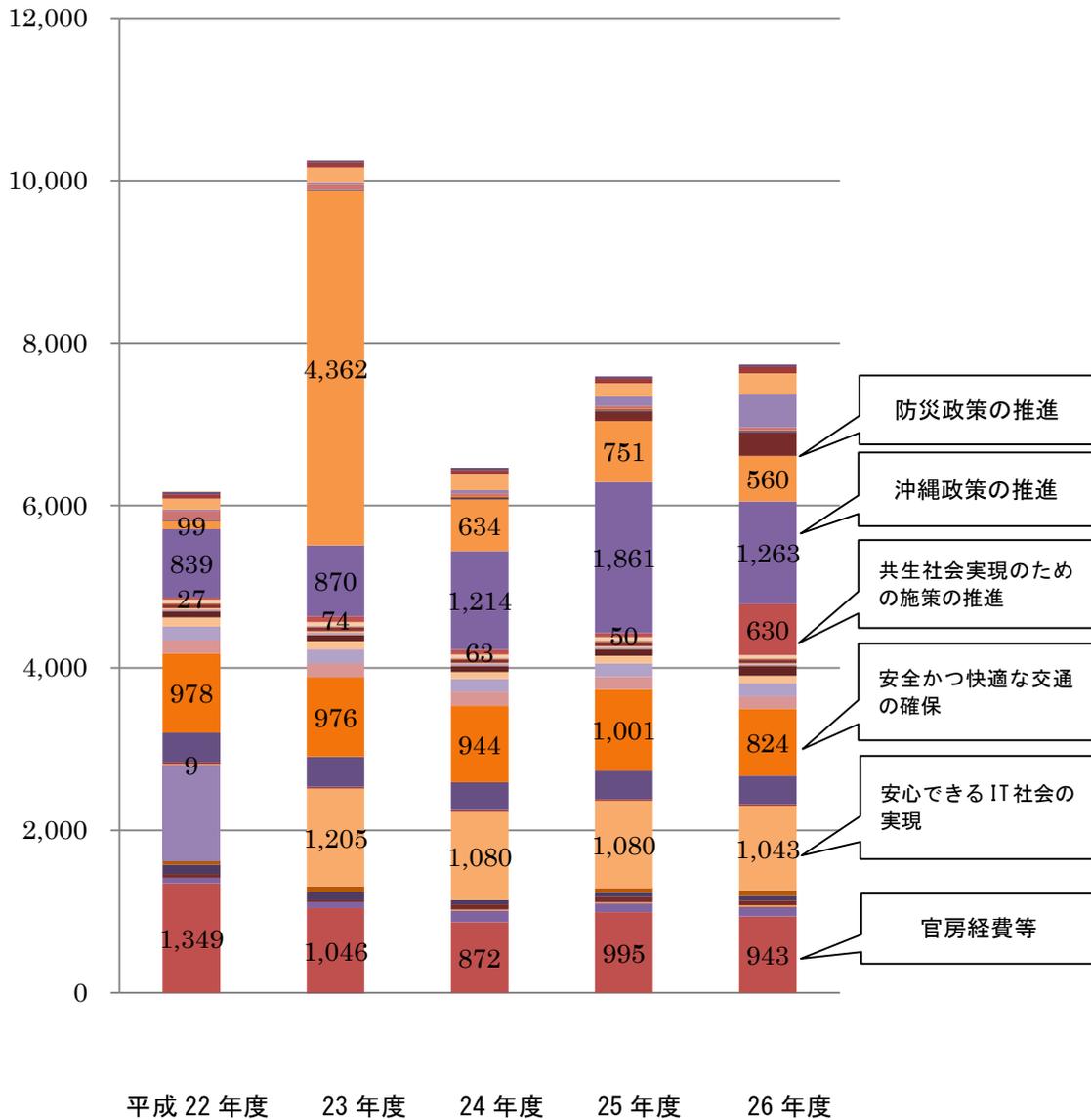
（単位：億円）

区分	25年度	26年度	対前年度（増▲減）	主な増▲減要因
共生社会実現のための施策の推進	49	630	580	補助金等の増
沖縄政策の推進	1,860	1,263	▲597	特別会計繰入等の減
原子力災害対策の充実・強化	110	403	293	補助金等の増
防災政策の推進	751	560	▲191	補助金等の減

～政策別コストの推移～

(単位：億円)

6,168 10,248 6,465 7,590 7,753

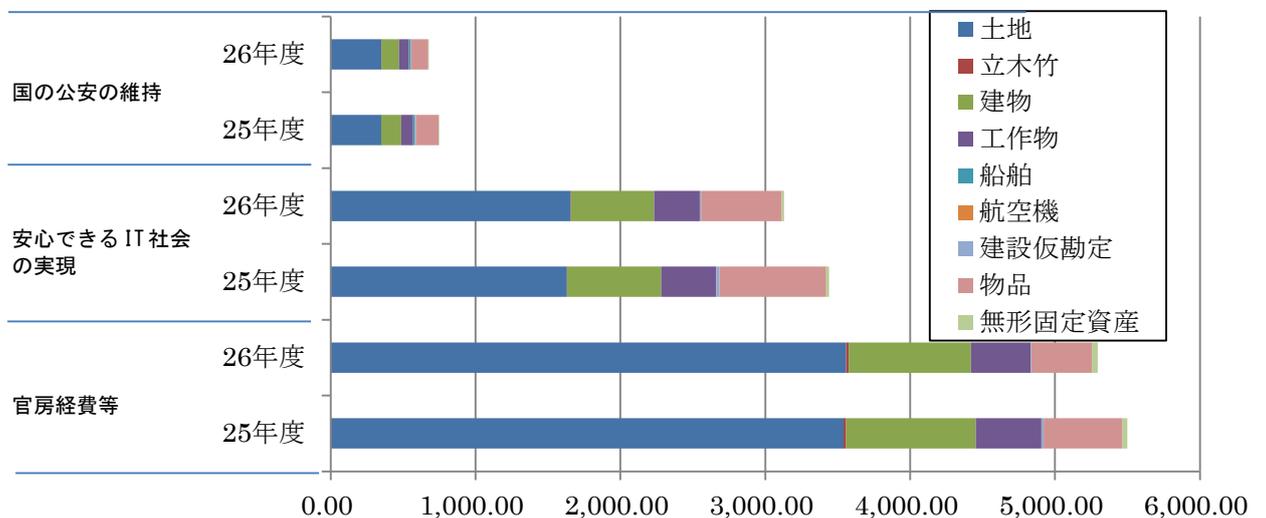


～政策別のストック情報の前年度比較～

➤ 平成 26 年度末における政策に関連する主な資産等

- ・ 内閣府においては、各政策に関連付けが不可能又は困難な資産（負債）が多いことから、官房経費等に一括計上している土地、建物などの有形固定資産が主なものとなっており、物品等が減少しています。

（単位：億円）



主な政策に関連するストック (25' →26')

（単位：億円）

区 分	25 年度	26 年度	対前年度（増▲減）	主な増▲減要因
国の公安の維持	696	677	▲18	物品等の減
安心できる IT 社会の実現	3,193	3,130	▲63	物品等の減
官房経費等	5,334	5,389	55	土地（台帳価格改定等）の増

【内閣府】

国立公文書館業務

(直接行政サービス事業：間接型)

北海道警察業務

(直接行政サービス事業：間接型)

◎目的

- 政策別コスト情報は、省庁の政策ごとのコストを表示したセグメント情報であり、人件費や事務費を含むフルコストで特定の政策に係る費用を一覧できるようにすることにより、①コストの経年変化や他事業との比較分析を可能とし、②行政活動に関する国民の理解の促進を図ること等を目的として作成・公表しております。一方、政策別コスト情報には一つの政策単位に複数の事業が含まれており、コストの集計単位が大きいためフルコストの分析が難しいといった課題があります。
- 財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部に設置した「財務書類等の一層の活用に向けたワーキンググループ」での議論をとりまとめ、平成27年4月30日に公表した「財務書類等の一層の活用に向けて（報告書）」では、「フルコスト情報の把握」をあげております。

「財務書類等の一層の活用に向けて（報告書）」（抜粋）

第2 活用の方向性

(3) 行政活動の効率化・適正化のための活用

インフラ資産台帳の整備やフルコスト情報の把握・活用により、行政活動の効率化・適正化が可能となるのではないかと考えられます。

- 今回「政策別コスト情報の改善」の取組として、試行的に代表的な個別事業についてのフルコストを算定し、公表することとしました。
- この取組により、以下のような効果があると考えられます。

- ① 個別事業ごとに要する人件費や事務費に加え、減価償却費や退職給付引当金繰入額といった現金収支を伴わないコストを含むフルコストが明らかになる。
- ② 国から交付された資金が最終的に国民に行き渡るまでにどのようなコストがどのくらい発生しているのかが把握できるようになる。
- ③ 利用者1人当たりなどの「単位当たりコスト」を算出することにより、事業のボリュームを把握できるとともに、事業の効率性の分析が可能となる。

- 内閣府の省庁別財務書類や政策別コスト情報の参考情報として、個別事業のフルコスト情報を国民の皆様が開示することにより、国民の皆様が内閣府の政策に関する理解を深めていただくとともに、内閣府（警察庁）職員のコスト意識を向上させ、より効率的・効果的な事業の執行に努めてまいります。

◎フルコスト情報の見方

(1) 業務の概要

この業務がどのような内容なのか、誰のためにどのように役立つのか簡潔に記載しています。

(2) 単位当たりコスト

フルコストをその行政サービスを利用した利用者数などで割って算出しています。業務の大まかなボリュームを把握するための指標となります。

(3) 自己収入

当該業務の実施に伴って発生するコストの財源として、税以外で直接受け入れた収入を示しています。

(4) フルコスト・単位当たりコストの推移

フルコストの金額及び単位当たりコストの3年間の推移を表しています。

(5) フルコストの性質別割合

フルコストの総額におけるコストの内容の割合について表したものです。当該業務においてどのようなコストの割合が多いのか明らかになります。

(6) 財務分析

26年度における当該業務に係る取組について財務情報を使って説明します。

(7) 単位当たりコスト分析

単位当たりコストが増減した要因を分析して説明します。

政策:1 適正な公文書管理の実施

国立公文書館業務

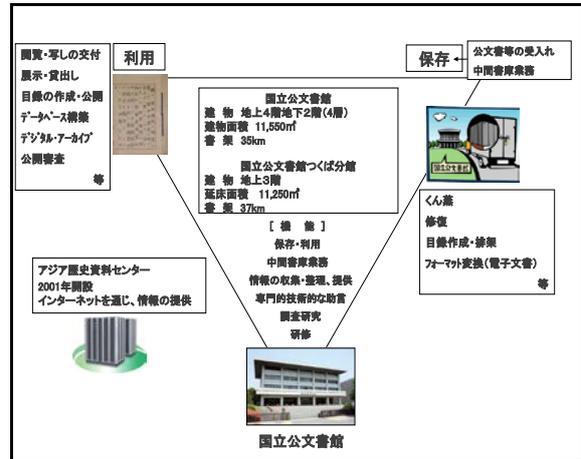
○国立公文書館業務の概要

独立行政法人国立公文書館は、国の機関及び独立行政法人等から歴史資料として重要な公文書等の移管を受け入れ、特定歴史公文書等として保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図っています。

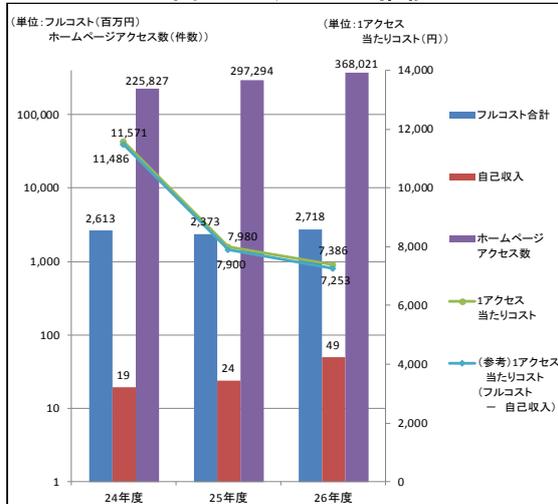
1アクセス当たりコスト
 【フルコスト ÷ ホームページアクセス数】
 7,386 円
 (参考)1アクセス当たりコスト
 【(フルコスト-自己収入) ÷ ホームページアクセス数】
 7,253 円

国立公文書館業務にかかるフルコスト合計
 2,718 百万円

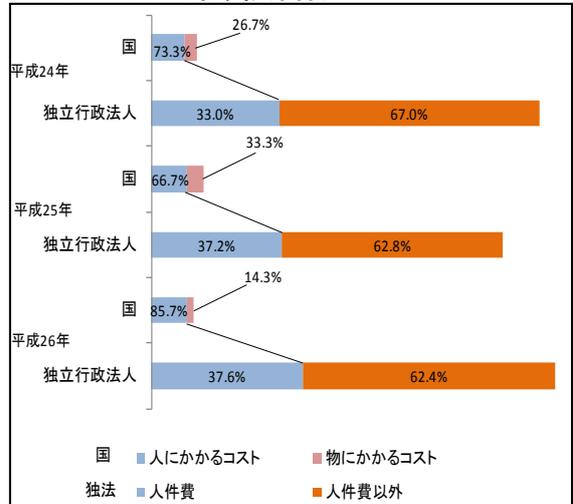
国立公文書館業務にかかる自己収入
 49 百万円



○フルコスト・単位当たりコストの推移



○フルコストの性質別割合



(注1)「人件費」には「業務費用(人件費)」と「引当外費と見積額」を合算した金額の構成比を表示しています。
 (注2)「人件費以外」には「業務費用(人件費以外)」と「損益外減価償却相当額」を合算した金額の構成比を表示しています。
 (注3) 国におけるコストの性質別コストのグラフについては、割合比較の便宜のため、倍率を大きくして表示しています。
 (注4) 構成比は、フルコストの明細に表示されている計数を用いて計算し、小数点第2位を四捨五入して表示しているため、合計が100%とならない場合があります。

1. 財務分析

【国におけるフルコスト】

平成25年度における性質別割合は、「事業コスト」が0%となっております。これは、国においては、国立公文書館に対する指導・監督という業務を行っていることから、事業コストが発生しないためです。
 平成26年度は平成25年度と比較して物にかかるコストが減少(25年度:5百万円⇒26年度:2百万円)していますが、これは、内閣府全体のコストが減少したことによるものです。

【国立公文書館におけるフルコスト】

平成26年度における性質別割合は、「業務費(人件費)」が37.6%、「業務費(人件費以外)」が62.4%となっており、「業務費(人件費以外)」の割合が高くなっております。
 平成26年度は平成25年度と比較してフルコストが増加(25年度:2,355百万円⇒26年度:2,704百万円)していますが、これは、「JFK—その生涯と遺産」展等を実施するために業務費が増加したことによるものです。

2. 単位当たりコスト分析

平成26年度は平成25年度と比較しホームページのアクセス数1アクセスあたりの単価が減少していますが、これは、平成26年度に企画・実施した特別展・企画展の内容が、より国民の関心を高めたことに加え、初めての試みとして「JFK—その生涯と遺産」展の開催、さらに、デジタルアーカイブの利便性向上に取り組み、所蔵資料のデジタル化を推進したことにより、平成25年度に比較して平成26年度にホームページアクセス数が増加したことが大きな要因となっております。

フルコストの明細

○国におけるフルコスト

(単位:百万円)

24年度			25年度			26年度											
I 人にかかるコスト			11			人にかかるコスト			12			人にかかるコスト			12		
(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比			
人件費	9	83.8%	人件費	10	83.0%	人件費	11	88.3%	人件費	11	88.3%	人件費	11	88.3%			
退職給付引当金繰入額	1	11.4%	退職給付引当金繰入額	1	11.5%	退職給付引当金繰入額	1	6.5%	退職給付引当金繰入額	1	6.5%	退職給付引当金繰入額	1	6.5%			
賞与引当金	1	5.1%	賞与引当金	1	5.7%	賞与引当金	1	5.1%	賞与引当金	1	5.1%	賞与引当金	1	5.1%			
II ①物にかかるコスト			4			①物にかかるコスト			5			①物にかかるコスト			2		
(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比			
庁費等 (主な費目:庁費)	4	100.0%	庁費等 (主な費目:庁費)	5	100.0%	庁費等 (主な費目:庁費)	2	100.0%	庁費等 (主な費目:庁費)	2	100.0%	庁費等 (主な費目:庁費)	2	100.0%			
②庁舎等(減価償却費)	0		②庁舎等(減価償却費)	1		②庁舎等(減価償却費)	0		②庁舎等(減価償却費)	0		②庁舎等(減価償却費)	0				
III 事業コスト			-			事業コスト			-			事業コスト			-		
国におけるフルコスト合計 (I+II①+II②+III)			15			国におけるフルコスト合計 (I+II①+II②+III)			18			国におけるフルコスト合計 (I+II①+II②+III)			14		

(注)物にかかるコストの(主な費目)は、当該コストの主な費目について金額の多い順に表しており、当初予算ベースで整理したものを参考として掲記しています。

○独立行政法人国立公文書館におけるフルコスト(行政サービス実施コスト計算書)

(単位:百万円)

24年度			25年度			26年度											
I ①業務費用(人件費)			858			①業務費用(人件費)			871			①業務費用(人件費)			1,015		
(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比			
職員給与・職員賞与	694	80.9%	職員給与・職員賞与	676	77.6%	職員給与・職員賞与	747	73.6%	職員給与・職員賞与	747	73.6%	職員給与・職員賞与	747	73.6%			
その他	164	19.1%	その他	195	22.4%	その他	268	26.4%	その他	268	26.4%	その他	268	26.4%			
②引当外賞与見積額	-1		②引当外賞与見積額	5		②引当外賞与見積額	1		②引当外賞与見積額	1		②引当外賞与見積額	1				
II ①業務費用(人件費以外)			1,533			①業務費用(人件費以外)			1,333			①業務費用(人件費以外)			1,539		
(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比			
その他	1,533	100.0%	その他	1,333	100.0%	その他	1,539	100.0%	その他	1,539	100.0%	その他	1,539	100.0%			
②損益外減価償却相当額	208		②損益外減価償却相当額	146		②損益外減価償却相当額	149		②損益外減価償却相当額	149		②損益外減価償却相当額	149				
III (その他)損益外減損損失相当額			0			(その他)損益外減損損失相当額			0			(その他)損益外減損損失相当額			0		
独立行政法人国立公文書館におけるフルコスト合計 (I①+I②+II①+II②+III)			2,598			独立行政法人国立公文書館におけるフルコスト合計 (I①+I②+II①+II②+III)			2,355			独立行政法人国立公文書館におけるフルコスト合計 (I①+I②+II①+II②+III)			2,704		

(注1)「業務費用(人件費)」は、業務費及び一般管理費における人件費を合算しています。
(注2)「業務費用(人件費以外)」は、業務費及び一般管理費における人件費以外の費用を合算しています。

24年度		25年度		26年度	
①フルコスト合計	2,613	フルコスト合計	2,373	フルコスト合計	2,718

(単位:百万円)

○自己収入

(単位:百万円)

24年度			25年度			26年度											
②自己収入			19			自己収入			24			自己収入			49		
(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比			
事業収入	18	91.3%	事業収入	23	97.3%	事業収入	37	76.4%	事業収入	37	76.4%	事業収入	37	76.4%			
財産賃貸収入	1	4.6%	財産賃貸収入	1	2.2%	寄付金収益	11	22.5%	財産賃貸収入	0	0.8%	財産賃貸収入	0	0.8%			
不用物品売却収入	1	3.5%	財務収益(利子収入)	0	0.5%	寄付金収益	0	0.3%	財務収益(利子収入)	0	0.3%	財務収益(利子収入)	0	0.3%			
財務収益(利子収入)	0	0.4%	寄付金収益	0	0.0%	貸倒引当金戻入益	0	0.0%	寄付金収益	0	0.0%	貸倒引当金戻入益	0	0.0%			
寄付金収益	0	0.0%	貸倒引当金戻入益	0	0.0%	不用物品売却収入	0	0.0%	貸倒引当金戻入益	0	0.0%	不用物品売却収入	0	0.0%			
貸倒引当金戻入益	0	0.0%	不用物品売却収入	0	0.1%	その他	0	0.0%	不用物品売却収入	0	0.0%	その他	0	0.0%			
その他	0	0.2%	その他	0	0.1%	その他	0	0.0%	その他	0	0.0%	その他	0	0.0%			

24年度		25年度		26年度	
③単位:ホームページアクセス数	225,827	単位:ホームページアクセス数	297,294	単位:ホームページアクセス数	368,021

(単位:アクセス数)

24年度		25年度		26年度	
1アクセス当たりコスト(①÷③)	11,571	1アクセス当たりコスト(①÷③)	7,980	1アクセス当たりコスト(①÷③)	7,386

(単位:円)

24年度		25年度		26年度	
(参考)1アクセス当たりコスト ((①-②)÷③)	11,486	(参考)1アクセス当たりコスト ((①-②)÷③)	7,900	(参考)1アクセス当たりコスト ((①-②)÷③)	7,253

(単位:円)

【参考】フルコストの算定方法について

国立公文書館業務に係るフルコストの算定にあたっては、政策別コスト情報を活用して算定しております。そのため、政策別コスト情報の共通費の配分方法を踏まえて各コストの算定をしております。

1. 人にかかるコスト

国立公文書館業務が属する政策区分全体の「人にかかるコスト」の金額を、国立公文書館業務に細分化するにあたっては、その業務に主に従事していると整理できる「定員数」によって細分化しております。

2. 物にかかるコスト

国立公文書館業務が属する政策区分全体の「物にかかるコスト」の金額を、国立公文書館業務に細分化するにあたっては、その業務に主に従事していると整理できる「定員数」によって細分化しております。

3. 庁舎等（減価償却費）

国立公文書館業務が属する政策区分全体の「庁舎等（減価償却費）」の金額を、国立公文書館業務に細分化するにあたっては、その業務に主に従事していると整理できる「定員数」によって細分化しております。

4. 事業コスト

国立公文書館業務に係る事業コストとして認識しているコストを計上しております。

5. 自己収入

国立公文書館事業の実施に伴って発生するコストの財源として、税以外で直接受け入れた収入を計上しております。

6. 独立行政法人国立公文書館におけるフルコストの算定方法

国立公文書館業務は、独立行政法人国立公文書館を通じて行政サービスを実施していることから、独立行政法人国立公文書館において国立公文書館業務を実施するにあたって発生したコストについて計上しております。

独立行政法人国立公文書館における国立公文書館業務を実施するにあたって発生したコストについては、同法人における「行政サービス実施コスト計算書」を活用して算定を行っております。

閲覧・写しの交付
 展示・貸出し
 目録の作成・公開
 データベース構築
 デジタル・アーカイブ
 公開審査
 等



等

利用

保存

公文書等の受入れ
 中間書庫業務

国立公文書館
 建 物 地上4階地下2階(4層)
 建物面積 11,550㎡
 書 架 35km
国立公文書館つくば分館
 建 物 地上3階
 延床面積 11,250㎡
 書 架 37km



くん蒸
 修復
 目録作成・排架
 フォーマット変換(電子文書)
 等

アジア歴史資料センター
 2001年開設
 インターネットを通じ、情報の提供



[機 能]
 保存・利用
 中間書庫業務
 情報の収集・整理、提供
 専門的技術的な助言
 調査研究
 研修



国立公文書館

○業務の概要

北海道警察業務は、北海道における個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持を行うための業務です。

年間業務日数当たりコスト
【フルコスト ÷ 年間業務日数】

34,718 万円

(参考)北海道人口1人1日当たりコスト
【年間業務日数あたりコスト ÷ 北海道人口】

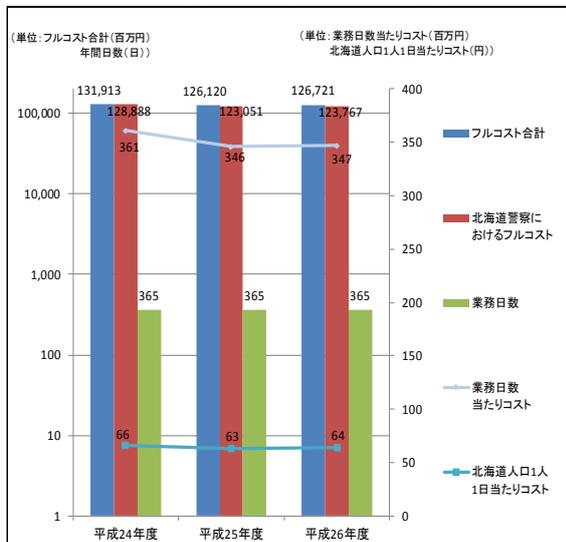
64 円

北海道警察業務にかかるフルコスト合計

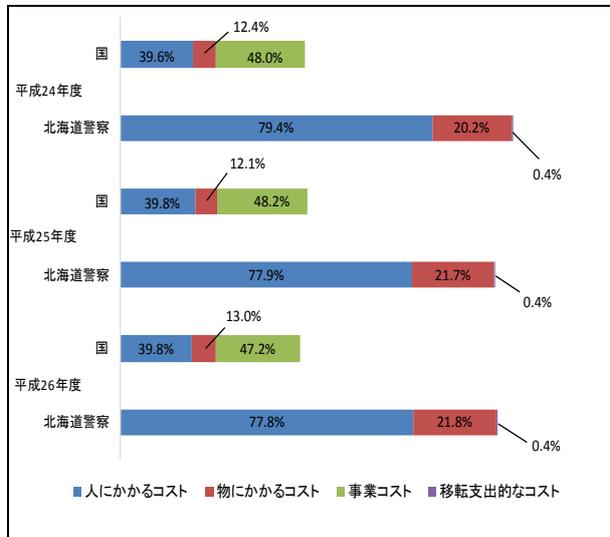
126,721 百万円



○フルコスト・単位当たりコストの推移



○フルコストの性質別割合



(注1) 国におけるコストの性質別コストのグラフについては、割合比較の便宜のため、倍率を大きくして表示しています。

(注2) 構成比は、フルコストの明細に表示されている計数を用いて計算し、小数点第2位を四捨五入して表示しているため、合計が100%とならない場合があります。

1. 財務分析

【国におけるフルコスト】

平成26年度の国におけるフルコストの性質別割合は、「人にかかるコスト」が39.8%、「事業コスト」が47.2%となっており、「人にかかるコスト」と「事業コスト」の割合が高くなっており、

これは、国においては、全国警察業務に関する法令の整備等、補助金の算定・配分等といった業務を行っていることから、人件費や事業コストの割合が高い事業構造となっています。

【都道府県(北海道)におけるフルコスト】

平成26年度における北海道におけるフルコストの性質別割合は、「人にかかるコスト」が77.8%、「物にかかるコスト」が21.8%となっており、「人にかかるコスト」の割合が高くなっており、

26年度においては、人件費が道財政運営健全化のための給与減額措置の水準変動により増加したため、都道府県(北海道)におけるフルコストは増加しております。

2. 単位当たりコスト分析

平成26年度は平成24年度と比較し約4%の年間業務日数1日あたりの単価が減少(24年度:約361百万円 → 26年度:約347百万円)しております。

これは、国における「人にかかるコスト」、国、都道府県(北海道)における「物にかかるコスト」等は、平成24年度とほぼ同水準であることから、都道府県(北海道)における「人にかかるコスト」の減少が大きな要因であると考えられます。

フルコストの明細

○国におけるフルコスト

(単位:百万円)

24年度			25年度			26年度											
I 人にかかるコスト			1,197			I 人にかかるコスト			1,222			I 人にかかるコスト			1,175		
(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比			
人件費	996	83.2%	人件費	1,005	82.3%	人件費	1,096	93.3%	人件費	1,096	93.3%	人件費	1,096	93.3%			
退職給付引当金繰入額	137	11.4%	退職給付引当金繰入額	145	11.9%	退職給付引当金繰入額	5	0.4%	退職給付引当金繰入額	5	0.4%	退職給付引当金繰入額	5	0.4%			
賞与引当金	64	5.3%	賞与引当金	71	5.8%	賞与引当金	74	6.3%	賞与引当金	74	6.3%	賞与引当金	74	6.3%			
II ①物にかかるコスト			134			①物にかかるコスト			127			①物にかかるコスト			142		
(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比			
庁費等 (主な費目:警察装備費・電子計算機等借料費・警察通信維持費)	124	92.8%	庁費等 (主な費目:警察装備費・電子計算機等借料費・警察通信維持費)	107	84.5%	庁費等 (主な費目:警察装備費・電子計算機等借料費・警察通信維持費)	133	93.7%	庁費等 (主な費目:警察装備費・電子計算機等借料費・警察通信機器整備費)	133	93.7%	庁費等 (主な費目:警察装備費・電子計算機等借料費・警察通信機器整備費)	133	93.7%			
その他の経費 (主な費目:旅費・犯罪被害者給付金・諸謝金)	1	0.7%	その他の経費 (主な費目:旅費・犯罪被害者給付金・国有資産所在市町村交付金)	1	0.8%	その他の経費 (主な費目:旅費・犯罪被害者給付金・国有資産所在市町村交付金)	1	0.7%	その他の経費 (主な費目:旅費・犯罪被害者給付金・国有資産所在市町村交付金)	1	0.7%	その他の経費 (主な費目:旅費・犯罪被害者給付金・国有資産所在市町村交付金)	1	0.7%			
減価償却費	0	0.0%	減価償却費	0	0.0%	減価償却費	0	0.0%	減価償却費	0	0.0%	減価償却費	0	0.0%			
その他	9	6.5%	その他	19	14.7%	その他	8	5.6%	その他	8	5.6%	その他	8	5.6%			
②庁舎等(減価償却費)	242		②庁舎等(減価償却費)	243		②庁舎等(減価償却費)	242		②庁舎等(減価償却費)	242		②庁舎等(減価償却費)	242				
III 事業コスト			1,452			事業コスト			1,478			事業コスト			1,395		
国におけるフルコスト合計 (I+II①+II②+III)			3,025			国におけるフルコスト合計 (I+II①+II②+III)			3,069			国におけるフルコスト合計 (I+II①+II②+III)			2,954		

○都道府県(北海道)における「フルコスト」【行政コスト計算書】

(単位:百万円)

24年度			25年度			26年度											
I 人にかかるコスト			102,282			I 人にかかるコスト			95,809			I 人にかかるコスト			96,239		
(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比			
人件費	86,442	84.5%	人件費	83,845	87.5%	人件費	87,854	91.3%	人件費	87,854	91.3%	人件費	87,854	91.3%			
退職手当引当金繰入等	10,134	9.9%	退職手当引当金繰入等	6,234	6.5%	賞与引当金繰入額	5,900	6.1%	賞与引当金繰入額	5,900	6.1%	退職手当引当金繰入等	2,485	2.6%			
賞与引当金繰入額	5,706	5.6%	賞与引当金繰入額	5,730	6.0%	退職手当引当金繰入等	2,485	2.6%	退職手当引当金繰入等	2,485	2.6%	退職手当引当金繰入等	2,485	2.6%			
II 物にかかるコスト			26,080			物にかかるコスト			26,739			物にかかるコスト			27,042		
(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比			
物件費	14,251	54.6%	物件費	14,532	54.3%	物件費	15,047	55.6%	物件費	15,047	55.6%	物件費	15,047	55.6%			
減価償却費	11,239	43.1%	減価償却費	11,463	42.9%	減価償却費	11,191	41.4%	減価償却費	11,191	41.4%	減価償却費	11,191	41.4%			
維持補修費	590	2.3%	維持補修費	744	2.8%	維持補修費	804	3.0%	維持補修費	804	3.0%	維持補修費	804	3.0%			
III 移転支出的なコスト			526			移転支出的なコスト			503			移転支出的なコスト			486		
(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比	(主な内訳)	金額	構成比			
補助金等	526	100.0%	補助金等	503	100.0%	補助金等	486	100.0%	補助金等	486	100.0%	補助金等	486	100.0%			
IV その他のコスト			0			その他のコスト			0			その他のコスト			0		
北海道(北海道)におけるフルコスト合計(I+II+III+IV)			128,888			北海道(北海道)におけるフルコスト合計(I+II+III+IV)			123,051			北海道(北海道)におけるフルコスト合計(I+II+III+IV)			123,767		

(単位:百万円)

①フルコスト合計	131,913	フルコスト合計	126,120	フルコスト合計	126,721
----------	---------	---------	---------	---------	---------

(単位:百万円)

平成24年度	平成25年度	平成26年度			
自己収入	-	自己収入	-	自己収入	-

(単位:日数)

②単位:年間日数	365	単位:年間日数	365	単位:年間日数	365
----------	-----	---------	-----	---------	-----

(単位:人)

③単位:北海道人口	5,465,451	単位:北海道人口	5,463,045	単位:北海道人口	5,431,658
-----------	-----------	----------	-----------	----------	-----------

(注)北海道人口については、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(総務省統計局)の計数を掲記しています。

(単位:万円)

④年間業務日数当たりのコスト(①÷②)	36,141	年間業務日数当たりのコスト(①÷②)	34,553	年間業務日数当たりのコスト(①÷②)	34,718
---------------------	--------	--------------------	--------	--------------------	--------

(単位:円)

北海道人口1人1日あたりのコスト(④÷③)	66	北海道人口1人1日あたりのコスト(④÷③)	63	北海道人口1人1日あたりのコスト(④÷③)	64
-----------------------	----	-----------------------	----	-----------------------	----

【参考】フルコストの算定方法について

北海道警察業務に係るフルコストの算定にあたっては、政策別コスト情報を活用して算定しております。そのため、政策別コスト情報の共通費の配分方法を踏まえて各コストの算定をしております。

1. 人にかかるコスト

北海道警察業務が属する政策区分全体の「人にかかるコスト」の金額を、北海道警察業務に配賦するにあたっては、警察庁の全ての政策区分において計上されている金額について、フルコストを算定する都道府県数で按分し、各コストの合計額によって配賦しております。

2. 物にかかるコスト

北海道警察業務が属する政策区分全体の「物にかかるコスト」の金額を、北海道警察業務に配賦するにあたっては、警察庁の全ての政策区分において計上されている金額について、フルコストを算定する都道府県数で按分し、各コストの合計額によって配賦しております。

3. 庁舎等（減価償却費）

北海道警察業務が属する政策区分全体の「庁舎等（減価償却費）」の金額を、北海道警察業務に配賦するにあたっては、警察庁の全ての政策区分において計上されている金額について、フルコストを算定する都道府県数で按分し、各コストの合計額によって配賦しております。

4. 事業コスト

北海道警察業務が属する政策区分全体の「事業コスト」の金額を、北海道警察業務に配賦するにあたっては、警察庁の全ての政策区分において計上されている金額について、フルコストを算定する都道府県数で按分し、各コストの合計額によって配賦しております。

5. 自己収入

北海道警察事業の実施に伴って発生するコストの財源として、税以外で直接受け入れた収入を計上しております。

6. 北海道におけるフルコストの算定方法

北海道警察業務は、地方公共団体である北海道において行政サービスを実施していることから、北海道において北海道警察業務を実施するにあたって発生したコストについて計上しております。

北海道における北海道警察業務を実施するにあたって発生したコストについては、北海道における「行政コスト計算書」を活用して算定を行っております。

～ 北海道警察の業務 ～

○地域部

地域部の仕事は、地域住民の身近な場所で、犯罪や事故のない安心して暮らせる北海道を実現することです。交番312箇所・駐在所418箇所（平成27年1月現在）を主な拠点としたパトロールを通じて、防犯指導、不審者への職務質問、交通取締り等の活動を行うほか、事件や事故の発生時には真っ先に現場へ駆けつけます。

○刑事部

国民の生命・身体・財産に重大な被害を与える犯罪の検挙や、安全で平穏な生活を脅かす暴力団等反社会的勢力の取締りに全力を尽くしているのが刑事部です。社会情勢の変化とともに悪質化・巧妙化・組織化する犯罪に立ち向かうため、警察署の刑事と10の専門部署が連携して日夜捜査に当たっています。

○生活安全部

安心して暮らすことのできる犯罪の起きにくい社会づくりを行うため、地域住民が不安を感じる犯罪の予防と解決に努めているのが生活安全部です。社会問題化しているサイバー犯罪や少年非行、風俗犯罪、悪質商法、環境犯罪など、幅広い分野に関する犯罪の予防・検挙に取り組んでいます。

○交通部

交通死亡事故の抑止と安全な交通社会を実現するため、パトカーや白バイによる交通違反の指導取締り、交通事故現場の検証、事故データの分析などを行うのが交通部です。自動車の利用が多く、冬期間の道路環境が厳しい北海道の特性を考慮しながら活動を行っています。

○警備部

国家の治安と人々の安全を守るのが警備部です。治安維持、テロの未然防止のための情報収集・分析を行うとともに、高い能力を持った警備部隊が大規模な国際会議の警備や国内外の要人警護、災害・テロ発生時の救出活動等に当たります。また、近年のサイバー攻撃への対処にも取り組んでいます。

○総務・警務部

警察組織の円滑な運営や、第一線の警察活動をあらゆる面からサポートするのが総務・警務部です。総務部は、議会や公安委員会との連絡・調整、文書・情報管理、道民への情報発信や装備資機材の整備・管理などを担当します。警務部は、警察職員の採用・人事や組織運営のための企画・調整、犯罪被害者の支援などを行います。



省庁別財務書類とは

省庁別財務書類は、内閣府のこれまでの予算執行の結果である資産や負債などのストックの状況、当該年度の費用や財源などのフローの状況といった財務状況を一覽でわかりやすく開示する観点から企業会計の考え方及び手法（発生主義、複式簿記）を参考として、平成14年度決算分より作成・公表しているものです。

省庁別財務書類においては、一般会計及び特別会計を合算した「省庁別財務書類」のほか、参考として各省庁の業務と関連する事務・事業を行っている独立行政法人などを連結した「省庁別連結財務書類」も作成・公表しています。

貸借対照表（平成26年度末）

（単位：十億円）

	前年度	26年度		前年度	26年度
	（平成26年3月31日）	（平成27年3月31日）		（平成26年3月31日）	（平成27年3月31日）
<資産の部>			<負債の部>		
貸付金	51	47	未払金	37	24
有形固定資産	1,073	1,066	賞与引当金	8	8
国有財産（公共用財産除く）	927	932	退職給付引当金	187	173
物品	146	133	その他の負債	31	30
無形固定資産	8	8			
出資金	103	102	負債合計	264	236
その他の資産	19	21	<資産・負債差額の部>		
			資産・負債差額	991	1,010
資産合計	1,256	1,247	負債及び資産・負債差額合計	1,256	1,247

業務費用計算書（平成26年度）

（単位：十億円）

	前年度	26年度
	（自平成25年4月1日） （至平成26年3月31日）	（自平成26年4月1日） （至平成27年3月31日）
人件費	113	125
退職給付引当金等繰入額	18	11
補助金等	254	317
交通安全対策特別交付金	64	57
委託費等	33	63
運営費交付金	7	5
特別会計への繰入	84	22
庁費等	89	82
減価償却費	57	61
資産処分損益	1	4
その他	32	25
業務費用合計	759	775

～省庁別財務書類（内閣府）の概要～

内閣府の省庁別財務書類においては、一般会計及び特別会計（交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計（電源開発促進勘定）、東日本大震災復興特別会計）を合算して作成しています。

また、ここでは、「貸借対照表」と「業務費用計算書」を中心に説明していますが、省庁別財務書類においては、このほか、資産・負債差額の増減を要因別に表している「資産・負債差額増減計算書」、財政資金の流れを決算を組み替えて区分別に明らかにしている「区分別収支計算書」、さらに各計算書の附属明細書も作成しています。

詳細については、別途公表している「省庁別財務書類」、「特別会計財務書類」をご参照ください。

～貸借対照表のポイント～

（資産）

- 貸付金は、地方公共団体への災害援護貸付金 443 億円及び総合研究開発機構への無利子貸付金 31 億円を計上しています。
- 有形固定資産については、1 兆 662 億円と金額も大きく資産総額の 8 割以上を占めていますが、これは、主に庁舎敷地等に係る土地、建物、工作物などの国有財産（9,326 億円）及び車両、事務機器などの物品（1,335 億円）となっています。
- 出資金は、特殊法人沖縄振興開発金融公庫及び認可法人預金保険機構、並びに国民生活センターなどの独立行政法人に対する出資金です。

（負債）

- 退職給付引当金については、1,732 億円と負債総額の約 7 割を占めています。これは、退職手当、共済年金の整理資源及び国家公務員災害補償年金に係る引当金です。

（その他）

- 資産合計は 1 兆 2,476 億円であり、物品の減価償却（325 億円）等により有形固定資産が対前年度末比▲75 億円となった影響を受け、対前年度末比▲85 億円となりました。
- 負債合計は、退職給付引当金が対前年度末比▲146 億円となった影響を受け、対前年度末比▲282 億円となりました。

～業務費用計算書のポイント～

○業務費用計算書は、政策別コスト情報の経費を国の予算・決算の科目に対応した形態別に表示している計算書です。

（業務費用）

○職員の給与等である人件費が1,252億円と業務費用合計額の約2割を占め、補助金等につきコストがかかっています。

（その他）

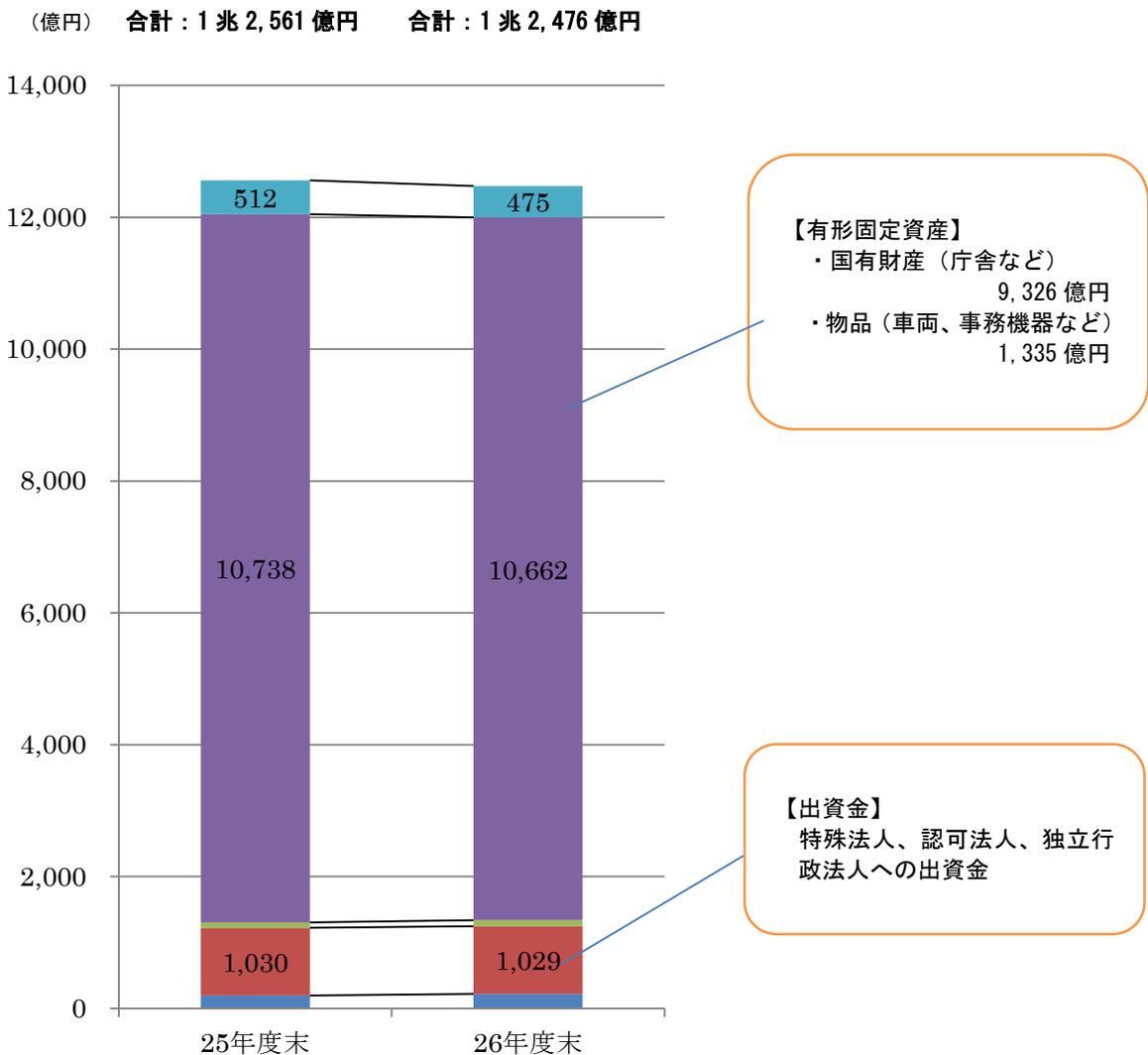
○業務費用が対前年度末比162億円の増加となっていますが、その主な事由は、保育緊急確保事業に要する経費に充てるための補助金が増加したこと等により、「補助金等」が対前年度末比628億円増加したこと等のためです。

ストックの状況（貸借対照表）

資 産（1兆2,476億円）

主な増減要因等について（対前年度末比▲85億円）

- 有形固定資産（1兆662億円：対前年度末比▲75億円）
 - ・物品の減価償却等により減少となりました。
- 貸付金（475億円：対前年度末比▲37億円）
 - ・平成26年度において、総合研究開発機構に対する貸付金の償還（31億円）があったため減少となりました。

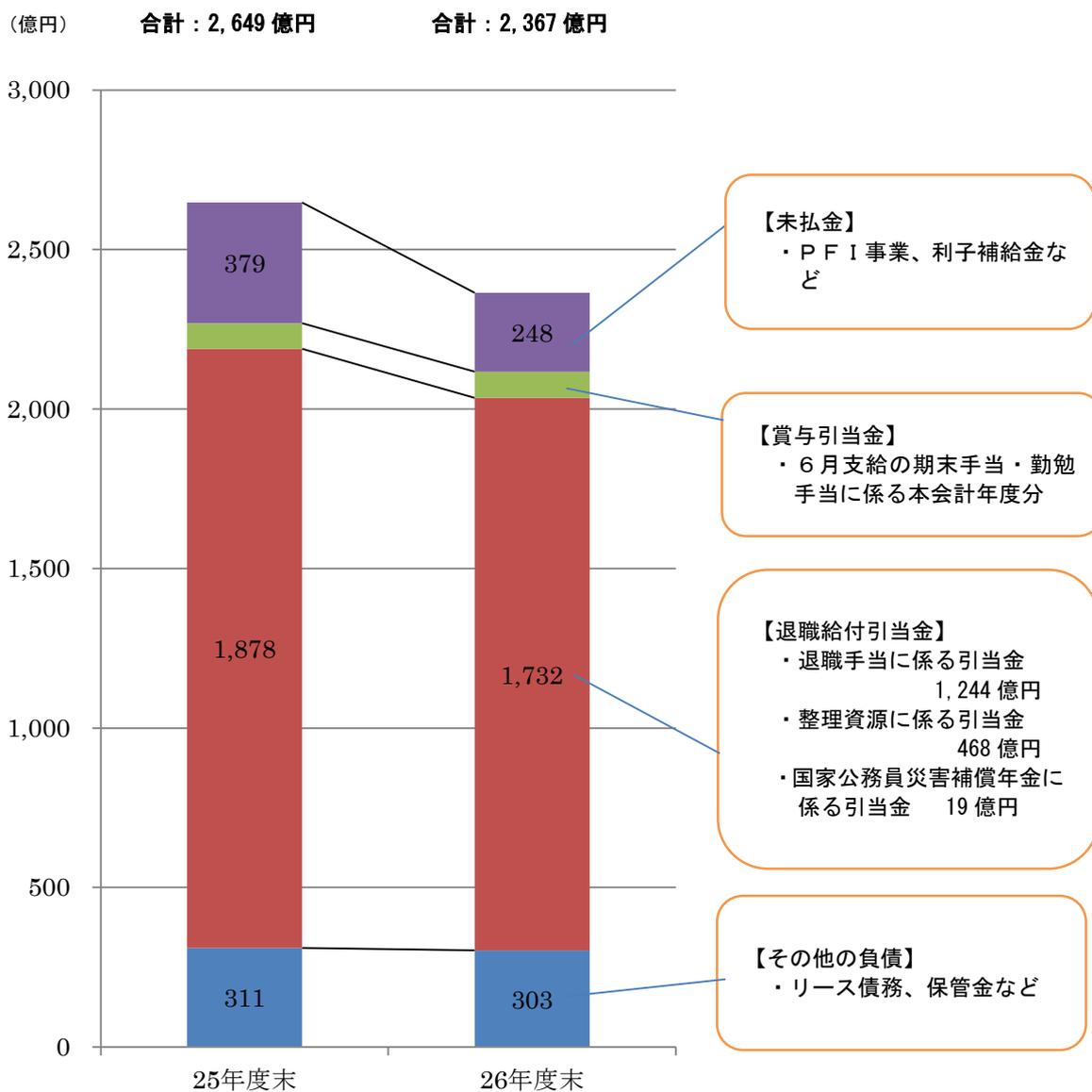


負債（2,367億円）

主な増減要因等について（対前年度末比▲282億円）

➤ 退職給付引当金（1,732億円：対前年度末比▲146億円）

- ・平成26年度において、退職給付引当金等の取崩しが多かったことにより減少となりました。



フローの状況

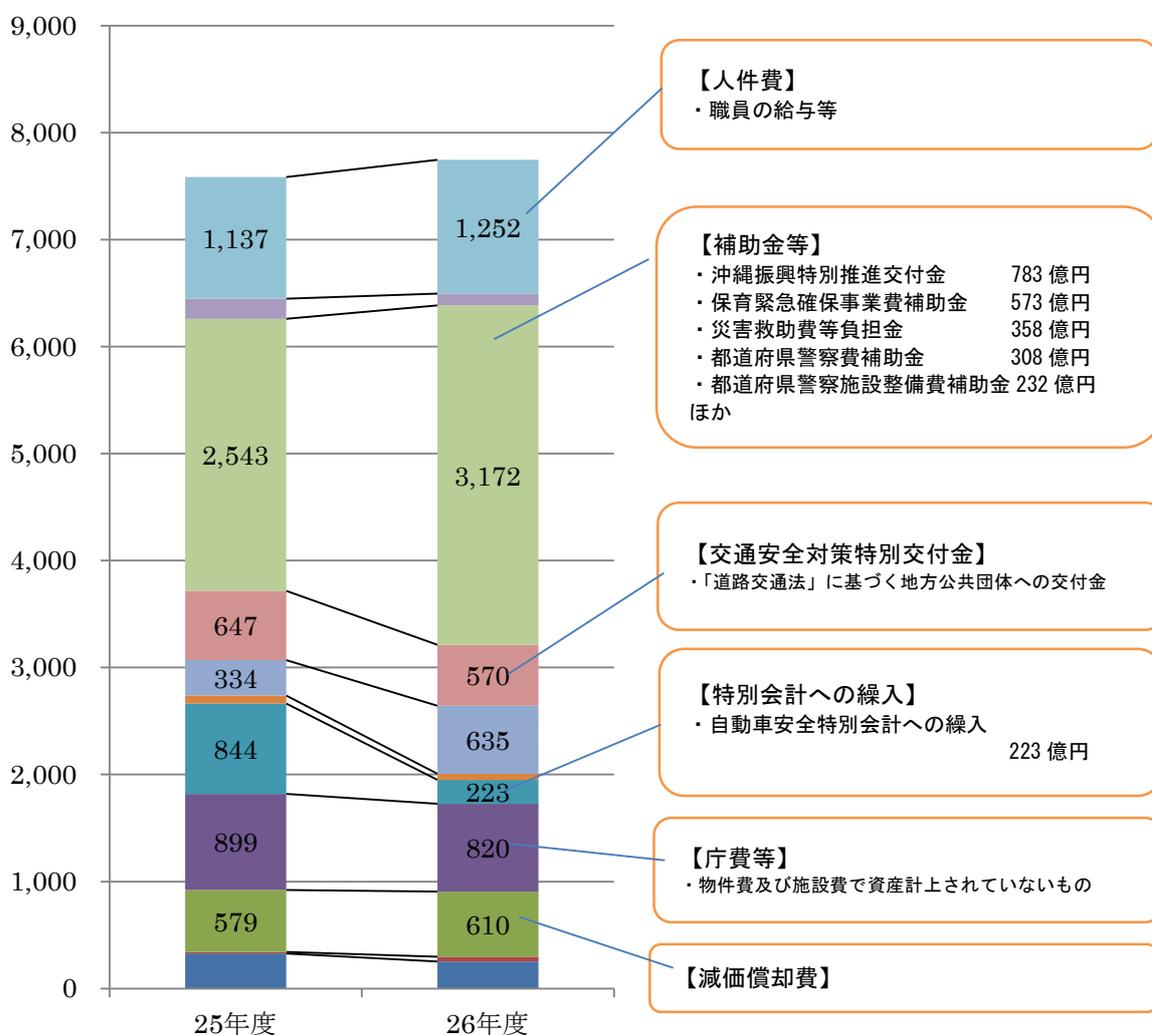
費用（7,753億円）（業務費用計算書より）

主な増減要因等について（対前年度比+162億円）

➤ 補助金等（3,172億円：対前年度比+628億円）

- ・平成26年度においては、保育緊急確保事業に要する経費に充てるための補助金の増加等によりコストが増加しました。

（億円） 合計：7,590億円 合計：7,753億円



(参考) 連結財務書類について

連結財務書類は、省庁の財務書類に独立行政法人などの財務諸表を連結した省庁別の連結財務書類を参考情報として作成しています。

連結貸借対照表（平成26年度末）

(単位：十億円)

	前年度	26年度		前年度	26年度
	(平成26年3月31日)	(平成27年3月31日)		(平成26年3月31日)	(平成27年3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	390	412	未払金等	45	40
有価証券	4,815	5,780	賞与引当金	8	8
未収金等	9	13	沖縄振興開発金融公庫債	174	164
貸付金	1,655	1,485	預金保険機構債	1,930	1,830
貸倒引当金	▲ 362	▲ 273	借入金	1,214	965
有形固定資産	1,140	1,138	退職給付引当金	193	178
国有財産（公共用財産除く）	986	995	支払承諾等	8	6
物品	153	143	その他の負債	1,892	2,551
無形固定資産	10	11	負債合計	5,468	5,746
出資金	241	49	<資産・負債差額の部>		
その他の資産	25	15	資産・負債差額	2,458	2,886
資産合計	7,926	8,632	負債及び資産・負債差額合計	7,926	8,632

連結業務費用計算書（平成26年度）

(単位：十億円)

	前年度	26年度
	(自平成25年4月1日) (至平成26年3月31日)	(自平成26年4月1日) (至平成27年3月31日)
人件費	126	139
退職給付引当金等繰入額	19	11
補助金等	242	296
交通安全対策特別交付金	64	57
委託費等	33	63
減価償却費	62	65
貸倒引当金繰入額	▲ 8	▲ 78
支払利息	15	13
資産処分損益	2	5
貸出金償却損	4	0
その他	883	871
業務費用合計	1,446	1,446

連結財務書類 ストックの状況（貸借対照表）

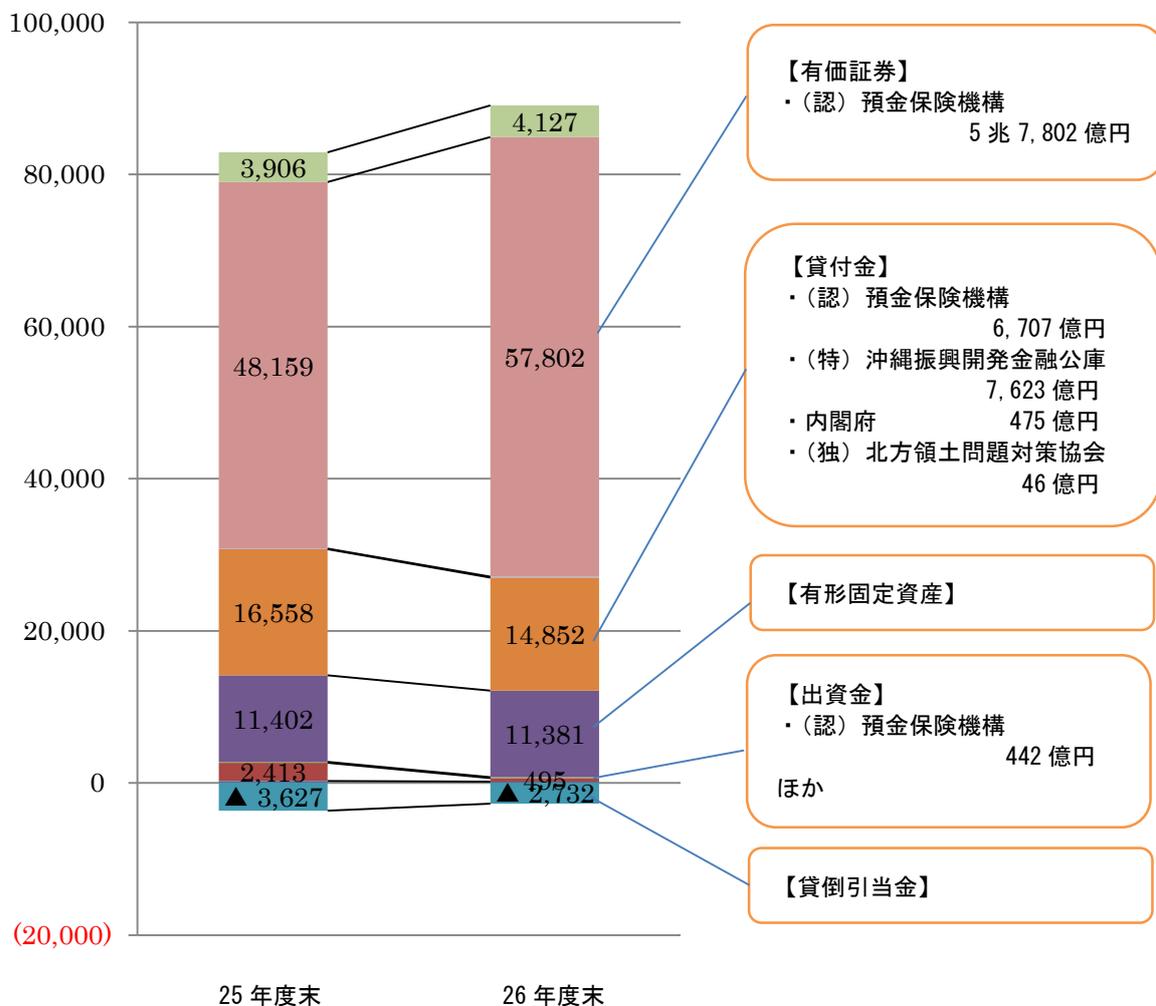
資 産（8兆6,329億円）

主な増減要因等について（対前年度末比+7,064億円）

➤ 有価証券（5兆7,802億円：対前年度末比+9,643億円）

・ 預金保険機構が保有する有価証券（国債）の増加等により増加となりました。

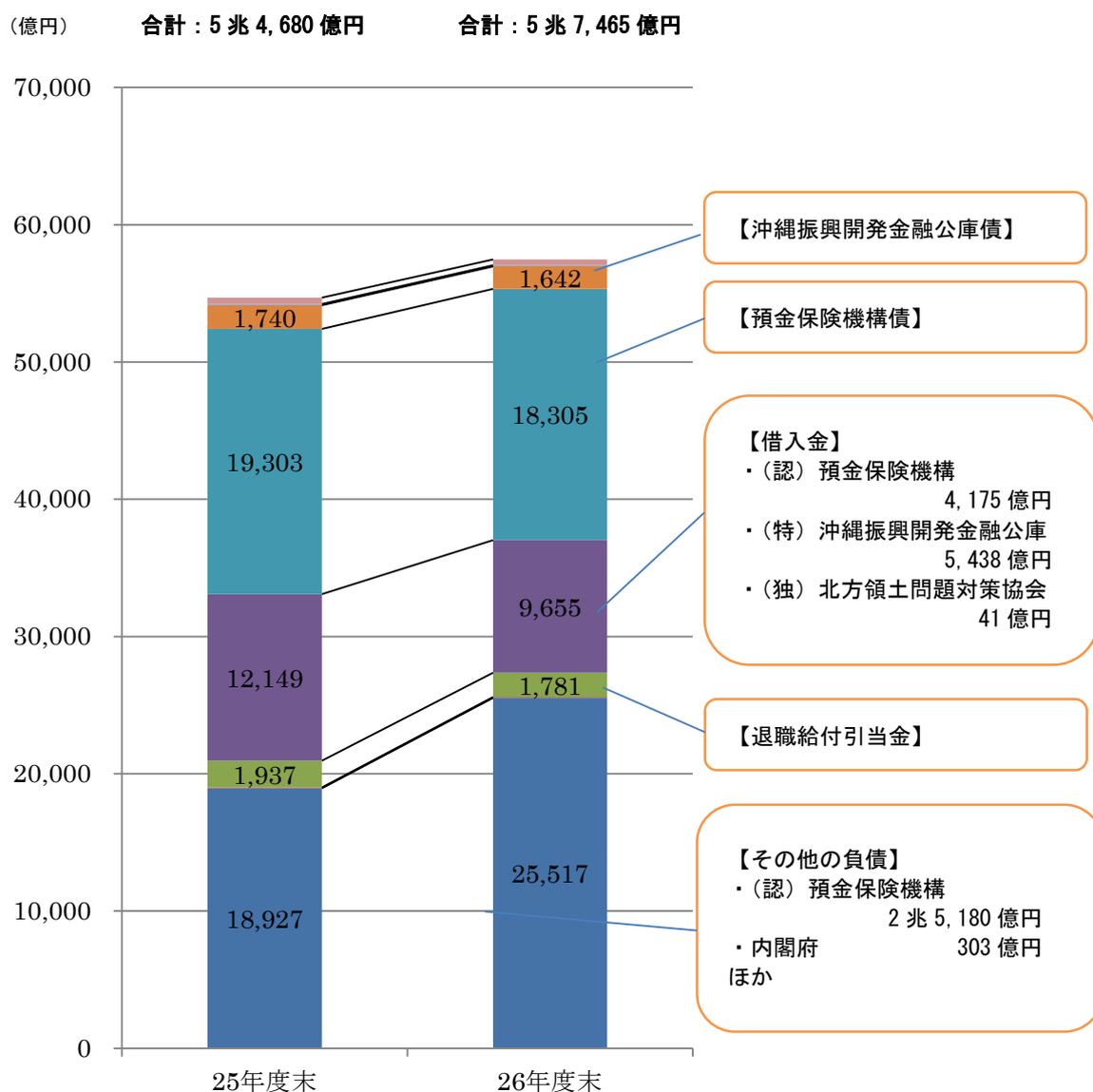
（億円） 合計：7兆9,265億円 合計：8兆6,329億円



負債（5兆7,465億円）

主な増減要因等について（対前年度末比+2,785億円）

- 借入金（9,655億円：対前年度末比▲2,493億円）
 - ・預金保険機構における借入金が増減したこと等により減少しています。
- その他の負債（2兆5,517億円：対前年度末比+6,590億円）
 - ・預金保険機構における責任準備金の増加により増えています。



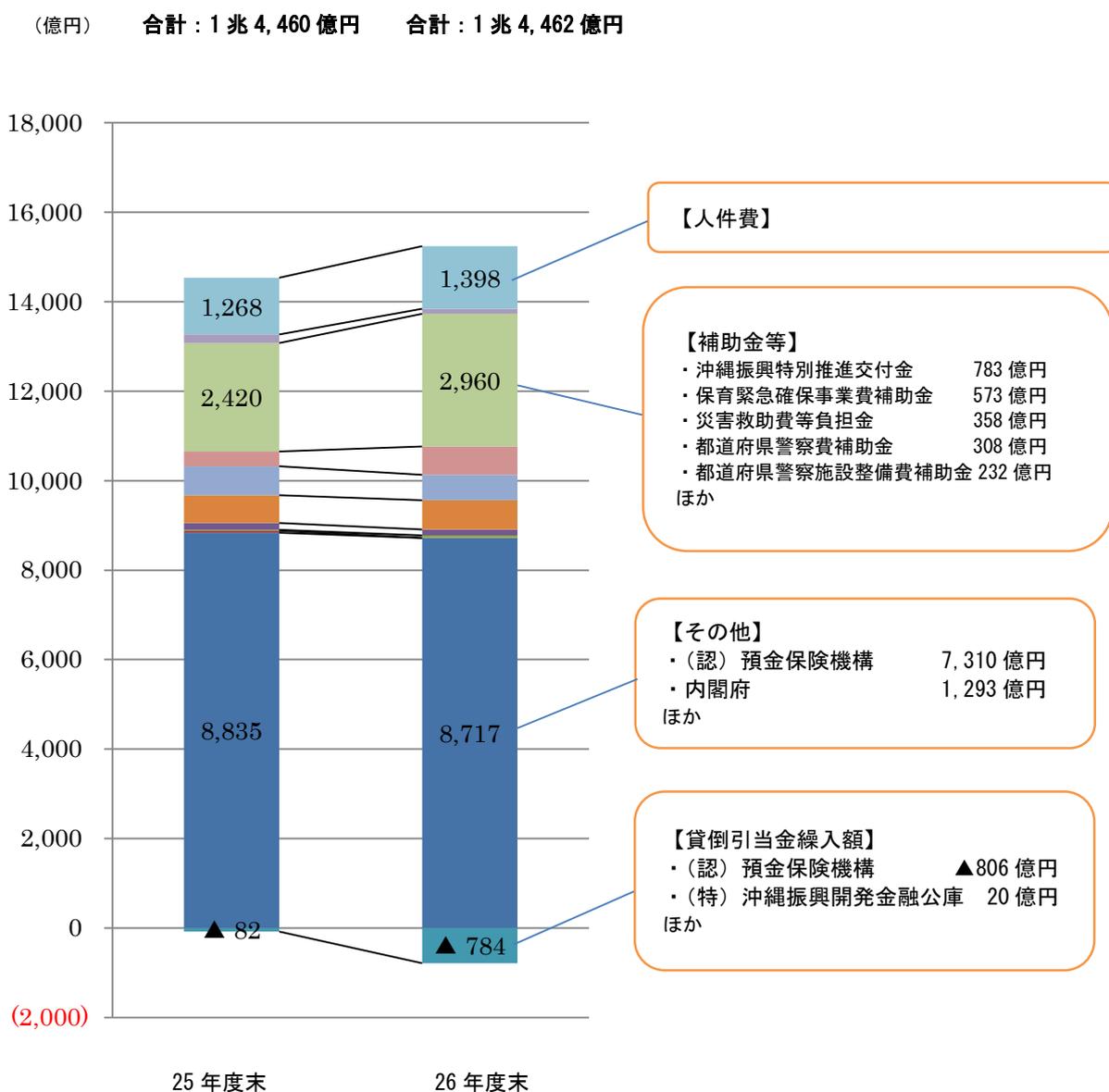
連結財務書類 フローの状況

費用（1兆4,462億円）（業務費用計算書より）

主な増減要因等について（対前年度比+2億円）

➤ 補助金等（2,960億円：対前年度比+539億円）

- ・平成26年度においては、保育緊急確保事業に係る補助金等が内閣府において増加したことなどから増えています。



連結対象法人の範囲と会計処理について

連結財務書類は、各省庁の業務と関連する事務・事業を行っている法人を連結対象としています。

なお、この各省庁との「業務関連性」により連結する独立行政法人などは、『各省庁が監督権限を有し、各省庁から財政支出を受けている法人』とし、監督権限の有無及び財政支出の有無によって業務関連性を判断することとしています。

また、連結に際しては、本来であれば会計処理の基準を統一することが望ましいと考えられますが、事務負担などの観点から困難であるため、基本的には、独立行政法人などの既存の財務諸表を利用し、独立行政法人などに固有の会計処理について、連結に際して必要な修正を行った上で連結することとしています。

※平成 26 年度連結財務書類における連結対象法人は、以下のとおりです。

- 独立行政法人 3 法人
- 1. 国民生活センター
- 2. 国立公文書館
- 3. 北方領土問題対策協会

- 特殊法人等 3 法人
- 1. (特) 沖縄振興開発金融公庫
- 2. (認) 預金保険機構
- 3. (学) 沖縄科学技術大学院大学学園

合 計 6 法人